

午前10時37分開会

○小林やすお委員長 それでは、ただいまより予算特別委員会を開会いたします。着席にて進行させていただきます。

欠席届が提出されております。児童・家庭支援センター長、安田所長より忌引のためということでございます。

本日の予定ですが、皆さんとお約束したとおり、当初、午前中は、最初は新型コロナウイルスの関連からの質問に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林やすお委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

では、各委員からの質疑をお受けいたします。

○永田副委員長 新型コロナウイルス感染症関連の保健福祉と保健所関係についてお聞きします。

よろしいでしょうか。

○小林やすお委員長 ちょっと待ってください。

○永田副委員長 はい。

○小林やすお委員長 はい。どうぞ。

○永田副委員長 はい。新型コロナウイルスによる感染拡大が続いていて、現在、国でも参議院の予算委員会で質疑が行われています。緊急事態とも言える状況下においては、我々は政府の方針を受け入れて、感染症拡大防止を第一に、国民が一体となって、早急な収束に向け、協力しなければなりません。千代田区議会自由民主党としても、新型コロナウイルス感染症拡大防止を最重要課題と考えております。

区民の皆様からは、非常に心配なので検査を受けたいとの声が聞かれます。現在、都の検査能力としては1日120件程度と聞いております。そのうちクルーズ船からの入院患者の検査が引き続き行われていることから、新規の検査となると実際にはさらに少ない状況のようです。そこで、国では民間の検査機関を活用できるように保険適用とさせました。これを受け、現在のPCR検査を受ける流れはどのようになっているのか説明をお願いします。

○舟木健康推進課長 PCR検査についてのお問い合わせです。

東京都のPCR検査の検査可能件数は、委員ご指摘のとおり、最大120件と聞いております。これまでは帰国者・接触者外来などの医療機関の医師が新型コロナウイルス感染症を疑うと保健所に連絡があり、検査の適用があると採取された検体を保健所が東京都の検査機関に運んでおります。検体を搬入するためには、都との日程調整のほか、運ぶ保健所の人員調整等があり、検査の結果のほうも非常に込み合っているということで、現在は2日程度結果が出るまでにかかっているような状況です。

一方、保険適用される検査につきましては、帰国者・接触者外来などの医療機関において、コロナウイルス感染症のほうを疑った場合に、医師の判断により診療の一環として保健所を経由せずに民間の検査機関に直接検査依頼を行うことが可能となります。より迅速に結果が出ることが期待されます。

○永田副委員長 区では食中毒の原因となるノロウイルスなどの検査を行うに当たり、これまでもPCR検査というのを行ってきております。今回の新型コロナウイルスのPCR検査

においては、他の地域において診療医師が検査を認めても保健所で断わられてしまうという事例も聞きましたが、本区の保健所での検査体制はどのようになっているのかお聞かせください。

○市川生活衛生課長 現在、保健所の生活衛生課の試験検査係において、東京都の健康安全研究センター等の協力を得ながら、新型コロナウイルスの検査が可能になるように準備を進めているところです。検査ができるようになるのは、来週から検査ができる見込みというふうに考えております。

○永田副委員長 来週から千代田区の保健所でもPCR検査が行われるようになるのですが、実際に遺伝子を増幅させて行うPCR検査は1件につき数時間かかると言われていますが、どの程度の受け入れることができるのか。どのぐらいの体制で臨めるのかというもう少し詳細にお聞かせください。

○市川生活衛生課長 現在、保健所にはPCRを行う検査をできる機材が2台あります。そのうちの1台の最新型のほうの機器を用いて検査を行う予定でおります。検査につきましては、1回の検査で検体を機械にかけるまでの前処理に大体2時間から3時間ほどかかりまして、PCRの検査自体は大体4時間ほどかかりますので、1日に1回検査ができる見込みです。で、1回に検査ができる最大の検体量は最大26検体になります。

○永田副委員長 区民もPCR検査が保健所で行われるということは安心につながると思っていますので、期待していると思っておりますので、できる限り早く進めていってください。

続いて、マスクや消毒液など、備蓄物資について確認します。本会議の中でも出てきておりますが、現在どのぐらいの備蓄があるのか、説明してください。

○山崎地域保健課長 保健所のほうでは感染症対策としましてマスク約3万個、あと手指用のアルコール消毒、こちらは1リットル単位なんですけど、130本ほど、また防護服などもございます。

○加藤災害対策・危機管理課長 避難所というところでの防災用備蓄としてお答えいたします。

火山対策用防じんマスクでございます。こちらは避難所に合計1万2,000枚、また手指用のアルコール消毒薬、こちらはさまざまな災害に備えまして避難所で準備しているものといたしまして合計で約1,000本の備蓄がございます。

○永田副委員長 アルコールの消毒液は特に早い時期から売り切れてほとんど入手不可能になっておりましたが、同様に消毒液として使える次亜塩素酸ナトリウムというものがあって、家庭にある漂白剤を薄めるとそうした消毒材として使えるということ、そういった情報提供をやっぱりほかの区では行っているようなのですが、例えば漂白剤の備蓄であったりとか、そういった情報提供についてはどのようになっているのかお聞かせください。

○山崎地域保健課長 おっしゃるとおり、アルコールがやはり注目を浴びているんですけど、消毒ということと言いますと、次亜塩素酸ナトリウムも消毒薬として十分有効でございます。ですので、千代田区のホームページのQ&Aなどに消毒の仕方というところでは入れさせて情報提供させていただいております。

○永田副委員長 備蓄物資についてはいざというときのための備えではありますが、こういったときにうまく活用していかないといけないと思っております。医療機関や高齢者、障害者施設など、必要な施設に適切に配付してほしいと思っておりますが、どのように今考えていらっし

やいますか。

○山崎地域保健課長 おっしゃるとおり、備蓄物資につきましては、非常に今貴重なものになっております。医療施設に対しまして、千代田区として医師会や歯科医師会を通じて配付をさせていただいております。また、高齢者、障害者施設につきましても、担当部署を通じて回るように配付をしているところでございます。また、このような非常に貴重な店頭等で出回っていないときなんですけど、千代田区で事業を展開されている方、千代田区にお住まいの方から、マスクや防護セットの寄附などもいただいておりますので、そういったものを活用させていただいております。

○加藤災害対策・危機管理課長 同じく避難所の備蓄というところでございます。保健所と連携いたしまして、配付可能なものにつきましては、手指アルコール消毒薬などは福祉施設などに配付または配付予定でございます。ただ、このような形で感染拡大している中においても災害がいつ起きるかわからないということもございまして、すぐに補充ができない状況でございます。全てを配付するというのはなかなか難しいというところでございまして、お話のとおり、必要な場所に必要な分を配付というようなところで重要であろうというふうに考えているところでございます。

○永田副委員長 備蓄物資の配付については限界があるということとはよくわかりませんが、実際に本当に困っている方、あるいは風邪を引いている方がマスクを買えない。予防のためにマスクをすることはそれは必ずしも必要ではないかもしれませんが、風邪を引いたのにマスクを買えなくて困っている方という、そういった個人的なことに対処できるというかなと思います。その個人的な対応についてはどうでしょうか。

○山崎地域保健課長 区民個々に配付するという点に関しては非常に難しいところではあるかと思っております。ただ、そういう方たちが医療機関等に行かれた際に、医療機関のほうに配付することで、決めというわけではないですけど、そういった機会を通じてマスクのほうは手に渡ればいかなというふうには今考えているところでございます。

○永田副委員長 個人の対応については限界があるということとはよくわかりました。

続いて、区民への情報提供について確認いたします。現在、感染症に関する情報やテレビやSNSなど、さまざまな媒体からいろいろな情報が発信されています。誤った情報や不確かな情報に基づく風評被害から区民を守るために正しい情報を迅速に行政として発信していかなければならないと思います。現在、区はどのように情報をまとめて発信しているのか教えてください。

○林広報聴課長 では、区民の皆様への情報提供についてご説明申し上げます。

区では、今、ホームページに区のもろもろの情報を集約して提供させていただいているところでございます。先週末、金曜日にも子ども遊び場の解放等をリアルタイムで提供しているところでございます。また、どなたにでもこのトップ画面からこのコーナーに入れるようにトップ画面のデザイン変更も行ったところでございます。

一方、紙媒体でございますけれども、いわゆる広報千代田、こちらは残念ながら発行の7営業日前が原稿の差しかえの限界でございます。そういった意味で、ぎりぎりその印刷の前日までその内容を待って最新の情報をこの紙面に反映できるよう今対応しているところでございます。

また、そうは言っても前の質問にありました、例えば備蓄物資の状況ですとか、個々の

区民の皆さんへの不安の解消、こういったものについてはまだまだ改善の余地がありますが、関係各部と調整をとってリアルタイムの必要な情報を提供できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○永田副委員長 この新型コロナウイルス感染症の拡大は区民にとって大きな脅威であります。それでも日常の活動をとめることはできません。各種手続を初め、行政からの情報を得るためにも区民の身近な窓口である出張所などの役割がとて重要になっています。最新の情報提供など、保健所とあと出張所、総合窓口といった連携についてお聞かせください。保健所は区役所と少し離れているということもあって、区役所のほうでも保健所の窓口の代理となるような業務ができるといいかと思いますが、いかがでしょうか。

○山崎地域保健課長 今現在、区の体制としましては、千代田区健康危機管理対策本部というものを設置しております。区長が本部長での構成というふうになっております。そちらのほう今までに7回開催されておまして、その都度そこで決定された事項ですとか区長からの指示などについては、庁内の情報、伝達手段等を通じて各課長及び出張所も含めて伝えているところでございます。保健所はその対策本部会議の運営ということを主に今現在務めているところでございます。また、正しい情報ということでもいいますと、保健所においても啓発用のチラシ、そういったものを作成しながら、出張所や総合窓口などを通じて配付をさせていただいているところでございます。また、情報伝達ということでもいいますと、分科会でも話が出ましたが、ホームページだけではなく、民生委員さん、町会、長寿会など、あらゆるルートを通じて今後とも情報提供に努めていきたいというふうに考えております。

○永田副委員長 目に見えないコロナウイルスに関しては、区民の不安が相当なものだと考えられます。こうしたことによる区民の混乱を最小限に抑えるため、引き続き正しい知識の普及啓発活動を進めていっていただきたいと思います。

最後にもう一つ、区の職員がこのコロナウイルスに感染してしまった場合、庁内でどのような対応をするのか、お聞かせください。

○大谷人事課長 職員のサービスの取り扱いのほうにつきまして、私のほうから説明させていただきます。

職員の感染防止に対しては、全職員に対して手洗いの徹底など感染予防策の周知と、さまざまな対応について周知してございます。また、職員に発熱等の症状があったり、職員の同居者に発熱等の症状がある場合には、事故欠勤扱いとし、あともう一つ小学校、中学校、高等学校等の休業に伴い養育する職員の出勤が困難になった場合も事故欠勤として取り扱い、給与減免という措置で対応しようというふうなところでございます。また、現行ある時差勤務制度に加えて、妊娠中や重症化のおそれのある基礎疾患をお持ちの方の時差勤務も可能とするように整備をいたしました。また、今後の感染拡大状況により、一般職員にも可能となるように準備を進めておるところでございます。

一方、区民の安全・安心を守り、区民サービスを提供していくためには職員体制の確保も必要となってまいりますので、そのあたりも十分留意しながら取り組んでいくところでございます。

○永田副委員長 いいです。

○小林やすお委員長 保健所関係の、今、質問に集中していただいているんですけど、いいですか、保健所関係で。

では、関連で飯島委員。

○飯島委員 保健所で検査ができるようになったという、先ほどそういうご答弁いただきました。そのときの医療保険対応ということ为国は言っていますけれども、料金というのはどのようになるんですか。

○市川生活衛生課長 保健所での検査は来週からできるような見込みで今準備を進めているところなんですけれども、保健所で行う検査につきましては、帰国者・接触者外来のところの医療機関でもって検査が必要だというふうに医師が判断した検体について、現在、東京都の健康安全研究センターに検体を運んで検査をしているんですけども、その検体を東京都の健康安全研究センター以外にも保健所で検査をするということでございますので、いわゆる行政検体として検査を行う予定であります。ですから、一般の診療所から直接検体をとって検査をするということではありませんので、国保の助成の対象外ということにはなりません。

○飯島委員 対象外。いや、その場合には料金はどうなるのですか。

○市川生活衛生課長 行政検体として検査を行いますので、検査自体の費用は公費負担になりますので、無料となります。

○飯島委員 医療機関に検査をやってもらった場合に、国保で資格証明書をお持ちの方、このような方に対してはどのような対応をされるのでしょうか。医療機関ね、今度は。

○舟木健康推進課長 医療機関全てにおいて、この検査、まだ保険適用の検査が実施できるわけではなくて、今現在では帰国者・接触者外来をやっている医療機関等になっております。で、もし医療機関のほうで保険適用で実施する場合には、一応3月8日からがたしか保険適用なので、さかのぼってその分については国のほうで公費負担するというような形でなっておりますので、そこについては検査の費用についてはかからないというふうな形で聞いております。

○飯島委員 いや、医療保険の対象になりますよということが国のほうではなされたわけですね。医療保険対応の場合の国保で資格証の方がどうなるかということなんです。検査についての関連なので、ちょっとお答えいただきたいと思います。

○小林やすお委員長 暫時休憩します。

午前10時59分休憩

午前11時03分再開

○小林やすお委員長 では、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

答弁からお願いいたします。

○舟木健康推進課長 保険適用でのPCR検査の実施についてですが、今現在、実施できる医療機関はこの医療機関でもできるような状況ではございません。現在は帰国者・接触者外来で実施できるような状況です。そちらのほうの保険診療でやった検査の部分については自己負担はないと聞いております。

○小林やすお委員長 飯島委員。

○飯島委員 国保の資格証の方も、じゃあ、自己負担はないということでよろしいんですね。（「同じだ」「そこを答弁して」と呼ぶ者あり）

○小林やすお委員長 答弁してください。

部長。

○渡部地域保健担当部長 先週末から医療保険の適用にはなりましたが、自己負担については公費で補うことが定められておりますし、今後も、資格証の方についても自己負担なしで検査がされます。

○飯島委員 わかりました。

○小林やすお委員長 よろしいですね。はい。

関連。

○小林たかや議長 今のじゃないでしょ。

○小林やすお委員長 そっち、先。

人事課長。

○大谷人事課長 職員が濃厚接触者となった場合の……

○小林やすお委員長 先ほどの答弁に追加するということですか。それを……

○大谷人事課長 あ、そうです。すみません。先ほどの答弁に追加させていただきます。

職員が濃厚接触者となった場合の取り扱いでございます。例えば保育園等で患者さんが発生した場合は、2週間程度保育園を閉めるような状況になります。また濃厚接触者となった場合も、同じく保健所が指定した期間に関してお休みいただくような取り扱いとなると考えております。

○小林たかや議長 区役所の職員は、役所は閉められないから。

○小林やすお委員長 はい。質問をお受けします。

○小枝委員 簡単なことで、ただいまのことをちょっと確認したいんですけども、例えば職員もそうですけれども、民間、例えば図書館とか認証保育園とか、そういうふうなところで、例えば土日に大阪のライブハウスに行ったりとか、そういうふうな場合というのはあると思うんですけども、発症が心配な場合の手続、発症が明らかな場合の流れ、あるいは公表する手続、千代田区はまだ今一切出ていない、不思議なほどで出ていないわけなんですけれども、その辺のルートというか、手順・手続というのはどういうふうに整理されているのかというのを聞いておきたいんです。あとは民間、認証とかそういったところまでちゃんと情報把握しているんでしょうか。

○渡部地域保健担当部長 区内で患者さんが把握された際からの公表の仕方の考え方についてでございますけれども、基本的にはその方から区民に感染が広がるおそれがあるということが把握された場合には、必要に応じてそういった周囲の濃厚接触者がきちんと健康観察、あるいは医療に結びつくように情報発信をしていく必要があるかと考えております。それ以外に区内に在勤・在学されているような方、来街者の方について、区外の地方の保健所などで把握された場合、状況に応じては濃厚接触者の情報が保健所間で連絡がされ、必要に応じて注意喚起あるいは接触者をリストアップして、ご本人の健康を観察するというところを日々やっているところでございます。

○小枝委員 わかりました。千代田区においては、その辺の情報は、全く今のところは委託あるいは指定管理者関係もひっくるめて、1,100名の職員を含めて、一切そういった状況は上がってきていないということですかね。

○渡部地域保健担当部長 区から発信するに必要な案件はございません。

○小林やすお委員長 保健所関係では。

大串委員。

○大串委員 先ほど永田副委員長のほうから、情報の提供、大事な質問がありました。それに関連してお聞きしたいんですけども、分科会のほうでも、この新型コロナウイルスの感染予防、もしくは拡大防止には行政だけでは無理だと。やはり区民の協力をいただかなければ無理だということで、そのためには正しい情報をいかに区民の方に提供することができるかということで分科会で議論がありました。で、その際に私は、公式のガイドブック、予防ハンドブックをつくったらどうですかと。例えば東北医科薬科大学の賀来先生がつくったハンドブックがありますけども、これは大変好評で、イラストもあり、わかりやすい。厚労省がQ&Aを出しているけど、厚労省のは文字ばかりだから、ちょっとわかりづらい。だからそういうのを千代田区の公式な予防ハンドブックをつくって、区民の皆様とともに予防に励んだらどうかということをご提案させていただいた。そのとき答弁としては、じゃあ保健所としては高齢介護課とも連携しながらつくってまいりますという答弁いただいたんですけども、今の先ほどのやりとりの中では、予防ハンドブックということについては触れられてなかったので、再度どのように作成していくのかお伺いしたいと思います。

○舟木健康推進課長 正確な情報の発信は非常に大切だと思います。区のほうでも、現在チラシ等も作成しているところでもありますので、そういうのをもとにしながら、また委員おっしゃったガイドブックも参考にしながら、高齢者の担当の部署とも連携して新たに作ってまいりたいと思っています。

○小林やすお委員長 はい。よろしいですか。

大串委員。

○大串委員 ぜひよろしくをお願いします。これはもう、日に日に、一日でも早く配付することが大事ですので、よろしくお伺いしたいと思います。

○小林やすお委員長 はい。要望で。保健所案件はよろしいですか。

じゃあ、内田副委員長。

○内田副委員長 それでは、私からは新型コロナウイルス感染症対策の子ども・子育て関係について、何点か確認させていただきたいと思います。

○小林やすお委員長 答弁者はいるんだよね。さっき来たものね。

○内田副委員長 よろしいですか。

○小林やすお委員長 はい。どうぞ。

○内田副委員長 2月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣から示されました。これを受けて本区ではどのような対応を行ったのか、これは再確認ですので、改めて簡潔にご説明ください。

○恩田子ども総務課長 それでは、対応についてご説明をさせていただきます。

小中学校、中等教育学校はご案内のとおり、3月2日から春期休業まで臨時休業しております。卒業式は規模を縮小して実施ということになっております。

幼稚園、こども園、保育園等につきましては通常どおり開園しております。修了式、卒園式については規模を縮小して実施しています。

児童館等につきましては休館です。ただ、児童館で行っている学童クラブ、一時預かり保育については通常どおり実施しています。学童クラブ全般でございますけれども、学校休業日と同様に朝から開設をしております。学校施設の一般開放は当面の間、一般貸し出しは停止するという形で対応いたしました。

ご報告は以上です。

○内田副委員長 まず、区立小学校、中学校、中等教育学校につきましては臨時休校となったわけですが、子どもたちが授業を通常どおりに受けることができなくなったことに対する保護者や子どもたちの反応や対応、こころ辺の状況について教えていただきたいと思えます。

○佐藤指導課長 まず休校というふうになりましたので授業が実施できない状況でございますが、各学校・園長に関しましては、児童・生徒が自宅で学習できるよう学習内容等について指示をするという形になっております。また、この間授業ができないという形になっておりますので、履修し切れなかった部分が出てくる可能性があります。そのことについては、次年度に柔軟かつ弾力的に指導を行うということで、文部科学省の通知にのっとって行っていくという形になります。

○内田副委員長 例えば臨時休校中に登校日を設ける等、そういったことは考えてはいらっしゃらないですか。

○佐藤指導課長 個別に支援が必要な場合であったりとか、リクエスト等があった場合に関しましては相談に乗るという形でございますが、実質的には卒業式は先ほど話が合ったように実施をします。そして各学年の修了式や終業式、こちらのほうは各校・園でやり方を工夫して実施する以外は登校日は今のところ設けておりません。

○内田副委員長 相談に今乗るということですが、相談に乗るのはそれぞれの個々の学校で先生が相談に乗ってくれるということですか。

○佐藤指導課長 例えば3月2日が都立高校の発表日だったりとかした点がありますので、その後やはり進路指導とかを行ったりとかする場合があります。あと、特別に支援を必要なお子様に関しましても状況に応じてという形になりますので、そこら辺を柔軟に対応しているということになります。

○内田副委員長 先ほど出ました卒業式、修了式ですが、可能な限り規模を縮小して行うということは私ども承知しております。具体的にこんなイメージというのがありますか。

○佐藤指導課長 卒業式、修了式につきましては、時間を基本的には短縮をする方向、そして人数を制限する方向ということで、2月28日よりも以前にその方向性のほうについては各学校・園のほうに示させていただいたところでございます。

○内田副委員長 特別支援学校、学級へ通っているお子さんへは別途連絡するというふうに見るとなっていたんですけども、特別な支援が必要な子どもたちへの対応というのは具体的にどのようになっておりますか。

○櫻片学務課長 本区では特別支援学級につきましては、小学校では千代田小学校、中学校では麴町中学校を設置しております。

それぞれの対応でございますけれども、まず千代田小学校の場合につきましては、現在19人の方が通っておりますけれども、その中で学童クラブ等の施設を利用していない子どもさんにつきましては休校期間中には千代田小学校で通学できる対応をしております。



なお、実績については、そのうち11名が対象となりますけれども、今までのところ申し込みはございませんので、通学の実績はございません。

また麴町中学校につきましては、やはり支援の必要な子どもさんですので、生徒の情緒安定が必要ということで、学校のほうで週2日火曜日と金曜日を登校日と定めております。それまでの実績ですけれども、3月3日につきましては、全部で12名の方がいらっしゃいますけれども、11名出席1名欠席。6日の日の金曜日ですけれども、12名中8名出席4名欠席という状況でございました。

○内田副委員長 イベント等も中止され、人混みを避けるようにという指導がされていると思います。自宅で過ごす時間が長くなると、子どもたちに健康上の問題が生じたり、何よりストレスがたまってくると考えられます。子どもたちが安全に外遊びができる環境を確保する必要があると思います。そういったことでふじみのこどもひろばや旧今川中学校校庭が開放されているのは承知しておりますけれども、それ以外に何かお考えのことございますか。

○恩田子ども総務課長 子どもたちのまず外遊びのできる場所ということで、基本的には集まることを推奨するわけではございませんけれども、できるだけ子どもたちが集中しないようにするというので、先ほどありましたとおり、ふじみこどもひろば、旧今川中学校の校庭を開放しているところがございますけれども、それ以外に、いつもですと平日の午前中、学校使用であった芳林校庭とか、それからあと、小川広場もフットサルのコート、一般開催していますけれども、そちらもお子さん向けに開放するというので、子どもたちが遊べる場所をふやして、ストレスの発散であったり、健康に留意して活動できる場所を提供しているということでございます。

○内田副委員長 ちょっと少し話が戻りますけれども、幼稚園やこども園、保育園につきましては通常どおり、学童クラブも夏休みなどと同様に朝から実施されていると先ほどご報告がありました。どのような感染症対策がとられているのかお答えください。

○新井子ども支援課長 園内に保護者の方が立ち入るときには、必ず入り口の消毒液を使って、中に入ってくださいようにしております。また、児童の手洗いうがいは徹底しております。また、おもちゃ等子どもの触れるものには、小まめに消毒をしております。また、空気清浄機を使用したり、窓開けなど換気にも十分注意するように心がけております。

また、行事に関しましては、縮小また取りやめ等ありますけれども、その際、保護者には十分ご説明をして実施できるものはする、できないものはしていないというような状況です。

また、休んでいらっしゃる保護者の方には、メールや電話、手紙などできちんと情報を知らせる。またあわせてご心配等ある場合には相談などに乗っております。それと、区の方針、またホームページ、また国のお知らせなどで保護者に知らせたほうがいいと思われるものに関しましては、入り口に張り出すなどして情報を発信しております。

以上です。

○内田副委員長 私のほうからの子ども・子育て関係、最後になりますけれども、子どもたちが学校に行っている間だけ働いていて学童クラブを利用していないご家庭がたくさんあると思います。実際これが問い合わせも多いです。こうした家庭へのご支援をどのようにやっていらっしゃるのかお答えください。

○大矢子ども部長 学童クラブにつきましては、現在空きがあるような状況でございます。その状況を勘案しながら、現在、学童クラブには入っていないけれども、どうしても家で見られないという場合には、児童・家庭支援センターのほうに連絡していただければ柔軟に対応していきたいと思っております。

○米田委員 関連。

○小林やすお委員長 米田委員。

○米田委員 私からは1点だけ聞かせていただきます。

コロナウイルスを理由としたいじめが発生していると聞いております。千代田区ではないとは思っております。また入国制限が発動したことによって一気に帰ってこられた方がふえております昨日まで。こういった対策、絶対ないようにしていただきたいんですけども、いかがですか。

○佐藤指導課長 今ご指摘いただいた点につきましては、休校に入る以前からもやはり学校・園のほうではそのようなことが起きたらきちんと指導するといった方向で学校にも注意喚起を行ってきているところでございます。今のところ報告は受けておりませんが、もしそのような事態がありましたら、学校を通じてご連絡いただける部分については、こちらのほうで把握をして対応・指導を考えていくという形になります。人権教育につながる部分かと思いますので、東京都のほうで既に人権教育プログラム、こういったものが東京都の中では、本区だけではなくて、全体の指導の指針とありますので、偏見差別の起こらないように注視をしていく必要があるというふうに考えております。

○米田委員 いいです。

○小林やすお委員長 いいですか。

牛尾委員。

○牛尾委員 じゃあ関連で行わせていただきますけれども、まず先ほど質問があった保育園や学童保育での感染症対策ですけれども、通常、保育園の場合は、子どもたちが怖がるので余り乳幼児の先生方はマスクを余りしないというふうになっているのですけれども、今、感染症対策で保育士のマスクをつけての保育というのは可能かどうか。

○新井子ども支援課長 すみません。保育士さんに関しましても、現在、必要に応じてマスクをしてもいいですよということは言っております、マスクをした保育をしているところです。

○牛尾委員 それは、一時とかほかの民間の保育園、認証保育園でもやってくださいという話にはしていますか。

○新井子ども支援課長 私立も同じようなお知らせをしておりますし、一時等に関しましても、今こういう時期ですので、マスクはさせていただきますということは、保護者の方にご理解していただいていると思っております。

○牛尾委員 確認もぜひやっていただきたいと思っておりますので、これはいかがですか。

○新井子ども支援課長 確認といいますのは、保育園のほうにということでしょうか。

○牛尾委員 一時も含めてマスクをつけて保育していいですよと、そのことをちゃんとしっかりお伝えしていただいているかどうかということなんです。

○新井子ども支援課長 もちろんこういった時期ですので、もう一度、いま一度そういったような情報を流したいと思っております。

○牛尾委員 続いて、保育園というのはどうしてもマスクもそうですし、あと消毒用のアルコールというのも多く使うとは思いますが、非常の中でなかなか足りていないという状況の中で、保育園についてマスクやアルコールが足りているかどうか、その状況把握というのはされていますか。

○新井子ども支援課長 毎日、私立保育園、区立保育園含めまして出席状況また職員の方の出席状況ということを出していただいております。そのときにアルコールが足りないであるとかマスクが足りないであるとかということは情報として入っております。

○牛尾委員 情報が入った際に、足りなくなった。じゃあ区の備蓄から回していこうなどという体制もとれているという認識でよろしいんですか。

○新井子ども支援課長 アルコールに関しましては、ちょっともう少し在庫が厳しいというところで心配だねという話は、朝、したばかりです。マスクに関しましては、この間の看護師会などで少しお配りできまして、その辺で融通し合いながら今足りているという状況です。

○小林やすお委員長 ちょっと。そうすると、アルコールが心配という発言があったのとマスクがそろそろ危ないというような発言があった。それについては課内ではどういった話になっているんだろう。

○新井子ども支援課長 十分足りているということでは決してないんですけれども、今の園もないとかということはないんです。子ども支援課の在庫を各園に渡したりですとか、あとは消毒などに関しましては園で融通し合っておりますので、当分の間は大丈夫だと思っております。（「当分に延びたね」と呼ぶ者あり）

○小林やすお委員長 延びたね。

牛尾委員。

○牛尾委員 ぜひ、当分の間がどれぐらいというのかわかりませんが、ぜひお目配せしていただければというふうに思っております。

あと、次に、小学校が休校に伴うことについてですけれども、先ほど学童保育のほうで柔軟に対応するという話がありましたけれども、例えばほかの自治体では、なかなか勉強ができないお子さんに対して教室を開放して自習として使わせるというようなことをやっている自治体もあるんですけれども、区としてはそういった対応についてはいかがですかね。

○大矢子ども部長 現在、学童クラブのほうも、家で見られる人はなるべく家で見てくださいという話もございまして、現在、出席が大体50%程度という状況なので、かなり余裕のある状況でございますので、教室のほうまでなくてもかなり余裕のある状況でございます。

○牛尾委員 じゃああくまでも学童保育の柔軟な対応で、どうしてもお子さんを預けなければいけない家庭に対してはそういう対応で行くと。教室開放というのは余り考えていないということですかね。

○大矢子ども部長 当然、今先ほど言いましたのは、今の場所で出席率が5割ぐらいですので、この状況が変わって例えばもっと混雑してくるとかという状況になれば、当然教室等も使うということは視野に入れて考えていきます。

○牛尾委員 わかりました。

あとは、例えば働きたくてもお子さんがそうした状況の中で働けない方に、国としては

1日8,000円程度ですか、保障するという話があるんですけども、それはちょっと具体的な今回の感染症によって収入がなくなった保護者への対応というのはどうなるか、わかる範囲で教えていただけますか。

○小林やすお委員長 答弁者は。（発言する者多数あり）

○牛尾委員 まだ具体的になってないのかな。

○小林やすお委員長 政策経営部長。

○清水政策経営部長 国のほうで給与保障云々という話は報道等で私どもも存じてはおりますけれども、具体的に地方公共団体において、どういう手順で、何を、どういう対象にして、どういうふうにやっていくかということについては、今のところまだ詳細な情報というのは来ていないかと思っております。

○小林やすお委員長 よろしいですか。

長谷川委員。

○長谷川委員 児童館の対応なんですけれども、今お仕事されている方々がそうやってお仕事を休む方もいる中で働いているという状況では、かなり負担があって、時間延長とかということもあるかもしれないです。朝早く出かける場合もあるかもしれないですが、預かりについては何時から何時までお子さんの預かりをしているんでしょうか。

○新井子ども支援課長 今のご質問は学童クラブの……

○長谷川委員 あ、そうです。はい。

○新井子ども支援課長 朝ということでしょうか。これは夏休み、春休みと同じように学校内学童につきましては8時15分、また、私立学童の一部によりましては、7時というような開設時間をもちまして実施しております。

○長谷川委員 朝8時15分ということですね。8時15分で親御さんが仕事に出る時間をもっと早かったりした場合に、よく児童館の前で早くからお子さんが待っていたりする状況もあったりするかと思うんですが、そのところはもう少し早くとかということは難しいんでしょうか。

○新井子ども支援課長 夏休み、春休みはそういったような光景を目にする場合もあるんですけども、できるだけおうちのほうでお留守番できるような練習をするだとかというようなお話ですとか、さまざま子どもさんに応じた対応を学童クラブまた保護者といつも話しているような状況はありますが、今のところ学校と同じ時間帯なんです。学校と同じ8時15分にさせていただいております。

○長谷川委員 学校と同じということではわかっているんですけども、学校もそれまで時間が始まる時間まで待っているようにとって、本当に学校の前で待っている子どもたちがいたりするのを見ているもので、そういうところでは安全の面であったりとか、この時期なので、外でどのくらい待ってということがあるかわからないんですけども、配慮ができるのであればもう少し時間を考えていただきたいと思います。また7時まで見てくださるということですが、その後の延長とかは、そういう希望があったりということはないんでしょうか。その受け入れが無理なのかもしれないですけど、いかがですか。

○新井子ども支援課長 学校内学童クラブ、また児童館内学童クラブは夜7時までとなっておりますが、私立学童クラブに関しましては9時まで実施しております。ご家庭にあわせましてそちらの学童もぜひご利用していただければと思っております。

○小枝委員 関連で。

○小林やすお委員長 小枝委員。

○小枝委員 ただいまの関連で、児童館の方々の人手というのが不足してくるだろうというふうに思うんですけども、そのところはさまざま柔軟な対応と言われている中で、どういうふうな体制をとっていますでしょうか。学童の人手の追加。

○大矢子ども部長 児童館に関しましては、基本的に休館しておりますので……

○小枝委員 学童ね。

○大矢子ども部長 学童クラブのほうの足りないところに応援に支援に行くとか、そういうふうな形で柔軟な対応をしております。

○小枝委員 人手のほうはわかりました。今のところはそれで対応できていると。場所のほうなんですけれども、先ほども質問がありましたが、児童館の施設の中だけだと結局窓を開けても非常に閉鎖空間になっているということもあり、遊び場としてやっぱり学校施設、千代田区の場合は学校施設と一体化しているところもあるわけなんですけれども、校庭とか、やはりそういうところを開放するというようなことでは、それはもうやっているのかなと、どうですか。あと、必要に応じて教室もということですが、そちらのほうも今50%だというけど、逆に言うと50%だから稼働できているので、それがもっといっぱいになったときにぎゅうぎゅうになるわけですよ。その辺も学校施設との連携ということも行われているんでしょうか。

○大矢子ども部長 学童クラブに関しましては、従前からその教室だけではなく、校庭とかそれから体育館とかも使っておりますので、その学童クラブの部屋だけに閉じ込めておくというようなことはしておりません。また今の人数が足りなくなった場合に、もし足りなくなった場合にはということは、その学校の中でいろいろな特別教室含めていろいろな教室もございますので、それは柔軟に使いますと言いましたので、現在も1カ所に集めているということではなく、校庭とかそういうところも使いながら対応しているということでございます。

○小枝委員 それは民間、私立の9時までやっている学童についても同じことができていますでしょうか。

○大矢子ども部長 学校内学童に関しては学校が使っております。私立の民間学童に関しましては、先ほどふじみのこどものひろばとか、そういう公園等のあきをふやしておりますので、そういうところも使って遊べるようにしていきたいなというふうに思っております。

○小枝委員 学童のほうが50%で余裕があるからそこで対応していくというのが答弁されているわけなんですけれども、親御さんから見ると、そういう情報が行っていないのか、見えないからなのか、やはり学校のほうが、例えば申し込み制にしても、例えば午前中、午後と分けての補修など、それから算数、国語、そういったことをもちろん検温とか手洗いを徹底するという形で、申し込み制にしてもそういった対応ができないか。もしくは遊び、体育館、校庭で遊べる、そういう申し込み制にしても、午前枠、午後枠というのはできないかというのはやっぱり来ているので、そういうふうなことが、我々のほうではなくても、どこかに問い合わせをすれば、もしくは見える情報の中でできるだけ学童対応、この区の職員の方だって休めないでみんな来ているわけだから、やっぱり子どもの居場所

にきっとみんな困っているだろうと。共働きの公務員は多いのでね。そういうふうな実感というのが現場施策にその柔軟対応に必要な応じて日々なっていくというような状況が好ましいと思うんですけども、居場所としての学校施設あるいは居場所としての学習体制みたいなものについて、今後の見通しを少し教えてください。

○大矢子ども部長 今のは、一般的な子どもの居場所として学校という話だと思うんですけど、これ、逆に、学校を閉じた理由は、子どもたちが集まって感染をしないようにというのが大きな目的でございます。したがって、学童クラブ等は働いていてどうしても子どもが見られないということについてあけておりますので、今現状においては感染をいかに拡大させないかということにメインを置いていますので、学校のほうに今子どもたちを逆に集めてということは考えておりません。

○小枝委員 うん。（発言する者あり）

○小林やすお委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 すみません。学童と一緒に一時保育も児童館で行っていると伺いましたけども、一時保育のほうは予約をもう受けている方に限ってやっているということでしょうか。まだこの先も続けて一時保育をやっていただけるのでしょうか。

○新井子ども支援課長 一時預かりに関しましては、今後も保育園、幼稚園と同じにあいているという認識でいただければと思うんですけども、このまま続けてまいります。

○長谷川委員 あともう一つ、学童と違うんですけど、学校のほうでなんですけれども、今、学校休業中になっていて、生徒さんの把握というのは、担任の先生からされたりとか、健康状況の把握などをどのようになさっているのでしょうか。

○佐藤指導課長 児童・生徒の状況確認につきましては、各学校のほうで必要に応じて電話連絡等を行って確認をしたりとか、さまざまな方法で行っているということでございます。

○長谷川委員 今のところ、特に問題ないということでしょうか。それでよくテレビとかでもやっているんですけども、子どもたち休みなもので、家に本来はいなくてはいけない状況ではあるんですけども、お友達とやっぱり外に出かけたりとかということがあったりする場合も見られるのかなと思います。そういうところはいかがでしょうか。

○佐藤指導課長 現在、指導課のほうには何かトラブルがあるとか、そういったことに関しては、連絡は受けていない状況です。

○小林やすお委員長 はい。どちら。

○飯島委員 私で。

○小林やすお委員長 私で。（発言する者あり）

はい、飯島委員。

○飯島委員 先ほど学童の体制のことが出たので、それに関連して伺いたいと思います。

先ほどの答弁では、児童館に関してはというふうにお話がありました。これは民間の学童に対しては、長期の休暇と同じように対応してもらっているということなんで、特別な何か体制をとってほしいということをお願いをされているのでしょうか。

○大矢子ども部長 これは始まる時に、学童クラブの体制が整うのかどうなのかというのは心配しておりましたが、千代田区に関しては、民間も含めて各学童クラブ人員体制が整っております。

○飯島委員 指導員の方も長期の時間になるわけですよ。そういう中で、今までと同じ対応では当然職員の方に負担がかかるということは想定できます。その点が十分実態としてきちっとどうなっているのかということの確認も部のほうからお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大矢子ども部長 そのようにしたいと思います。

○木村委員 では、簡単に。

○小林やすお委員長 木村委員。

○木村委員 区の新型コロナウイルス感染防止の要するに対策の中で、ひとり親家庭の方からこんな声を伺ったんですね。要するに感染の影響もあってお客が激減し、シフトが減らされた。そうすると収入がたっと減るわけですよ。しかし、子どもさんの当然家にいますから、学校給食はなくなるわけです。食費の支出がふえるわけですよ。それでさらにずっと家にいるのがストレスがたまるから外出をします。そこでも支出がふえる。つまり就学援助を受けておられるひとり親家庭の方でこういった方は少なくないですよ。収入がどんどん減っていくのに支出はふえると。こういう状況がいつまで続くんだろうかという不安の声は何人の方から寄せられました。こういう方に対しての支援策というのが区の対策の中での視野に入っているかどうか、伺っておきたいんですが。

○柳生活支援課長 今回の新型コロナウイルス感染症の関係で学校の一斉休業ですとか、就業等の休業、就業環境の変化に伴って生活に困窮する方を想定しております。想定をしております。こういった方々につきましては、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関が生活支援課でございますので、私どものほうで家計や仕事、生活上の困り事など、幅広く相談を受けとめさせていただきまして、庁内部局または関係機関と連携して、本人に寄り添った支援を進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

○木村委員 どういう支援ですか。ダブルワークで頑張っている人たちですよ。また職場を提供するのですか。どういう支援策があるんでしょうか。

○柳生活支援課長 ひとり親、母子・父子のご家庭につきましては、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金制度というのがございますので、そういったことにおける中に、生活資金、そういったものの貸し付けの利用が可能となっております。そういった場合でなくても、そういった貸付金の対象とならない場合があったとしましても、生活福祉貸付金制度等々の社会資源、そういったものの活用を検討させていただきたいと思っております。

○木村委員 専門家会議の意見も聞かないで、科学的根拠なしに一律休校なんていう方針を出しても学校現場は大変なわけですよ。子育て世帯も大変なわけですよ。で、恐らく安倍首相の中にはそういうご家庭があるということを経験に入っていないんじゃないかと。

○飯島委員 そうだ。

○木村委員 だから支援策がないんですよ。そうやって生活が大変だという方に貸し付けされたって返済できないでしょ。大体返済能力がなしということで貸し付けしてくれないかもしれません。やはりそういう施策がないんだったら、区としてきちんと東京都や国に意見を上げていただくということと同時に、やはり区としてもきちんとしたやはり支援策を独自に持つ必要があるんじゃないかと。就学援助を受けておられる家庭相当いらっしゃるわけですよ。で、給食の援助があるから何とか生活が成り立っている方もいらっしゃるわけですよ。それが一律休校でなくなってしまった。収入が減ってきている。どうしようかと。

やはりこういった形の実態も踏まえて、区独自の支援策というのをぜひ検討していただきたいと。都や国にも意見を上げて、現場は混乱していると、大変だということも言いながら、国や都に対しても意見を言いながら、ぜひ独自にも検討の対象に、そういう方がいるということ視野に入れてほしいと。いかがでしょうか。

○柳生活支援課長 委員長、生活支援課長。

○小林やすお委員長 ちょっと待って。答えられるの。

○柳生活支援課長 あ……

○小林やすお委員長 休憩して。休憩します。

午前11時45分休憩

午前11時46分再開

○小林やすお委員長 それでは、委員会を再開いたします。

答弁からお願いします。

○歌川保健福祉部長 今回のコロナウイルスの対策に関連した、学校の一斉休業に伴うさまざまな区民生活への影響、これは区全体できちんと対応しなければいけません。今お話があったように、従来の制度では対応、十分に援助が行き渡らない例があるということも私ども認識してございますので、今ご提案があったことも含めて、しっかり今後の状況を、実態を把握しながら丁寧に対応してまいりたいと思っております。

○小林やすお委員長 よろしいですか。ちょっと待って。いいかな。（「木村さんのほうはいいいかな」と呼ぶ者あり）いいのかな。

○はやお副委員長 それ以上やる……

○小林やすお委員長 木村委員。

○木村委員 じゃあ、ひとつよろしくお願いします。（発言する者あり）ただ、実態を踏まえる上で、やはり何だか気軽に相談できる、あるいは、そういう窓口というのが私は必要じゃないかと。誰でも、いや、こういったことで、給食がなくなって困った。ある意味、区に言うということは、私は、相当勇気が要るんですよ。こういうことで生活が苦しいんだと。で、その辺を気軽に言えるような、やはりそういう窓口というの、本当に寄り添った対応ができるような、そういった体制もとっていただけないかと、その検討の中でね。よろしくお願ひしたいんですが。

○歌川保健福祉部長 生活困窮者に関する窓口については、寄り添った対応をということで、窓口の体制も充実してきておるところではございますが、区役所には行きにくいとなると、これをどこにつけるかとなると、また非常に難しい問題ではあるんですけども。今は、とにかく寄り添った対応がきちんとできているということ、それから、区ですからね、いろいろなところで、相談が寄せられたものがきちんと支援できるような形で、トータルで対応できるような仕組みをつくっていくということも視野に入れて、今後の体制を整えていきたいというふうに考えております。

○小林やすお委員長 関連とか、何か言って……

○長谷川委員 関連です。

○小林やすお委員長 はい。長谷川さん。

○長谷川委員 すみません。

○小林やすお委員長 長谷川委員。長谷川さんじゃ……。 （発言する者あり）



○長谷川委員 ごめんなさい。

今ご答弁いただいたところではあるんですけども、やっぱり子どもの食事、給食を頼りにしている子ども、ネグレクトがあって、食事ができない子どもがまだまだいるかと思えます。そういうことでは、区の担当、縦割りを排して、子どもへの対応をしなくちゃいけないと思えます。例えばのところ、子ども食堂、金曜日にもお伺いしましたが、子ども食堂のことであつたりとかということをどんどん進めていかななくちゃいけないんですけど、取り急ぎ、そういうところを探してというのなかなか時間がかかるところではあります。

PFIも絡んでいて、難しいのかもしれないですけど、例えば、区役所に来て、10階に来て、カレーを食べましょうとかでも何でも、すぐにできることが何かあるんじゃないかなと思うんですけど、こういうときだからこそ、どうにか考えていただけないでしょうか。

○大矢子ども部長 上の食堂については、区と国の取り決めでできています。いきなり手が拳がってすぐというのはあれですので、そういうことがそもそも可能なのかどうなのかというのは、考えてみたいと思えますけど。上の10階の食堂というのは、国と区の職員の食堂という決め事でやっていますが、（発言する者あり）まあ、一つの例えだと思えますので、そういう子どもたちが、現実にこの状況下の中で、何らかの子ども食堂が必要なのかどうなのかというのは検討していきたいと思えます。（発言する者あり）

○小林やすお委員長 はい。

飯島委員。

○飯島委員 子ども関連なんですが、さくらキッズの運営は、今どのようにされていますでしょうか。

○大矢子ども部長 どのように運営というのは……

○飯島委員 あいているのか。

○大矢子ども部長 児童・家庭支援センターで運営しております。（発言する者あり）

○飯島委員 何言っているのよ。そんなことを聞いているんじゃないですよ。コロナ対策について聞いているんですよ、今。その質疑じゃないんですか。

○新井子ども支援課長 すみません。さくらキッズに関しましては、集団指導、個別指導というようなことをやっておりますというようなことを金曜日もお話しさせていただいたと思うんですけども、今、集団指導のほうはできております。個別のほうは——あ、反対。反対か。すみません。逆です。集団は、ちょっと10人という集団になってしまうので、集団指導のほうはお休みさせていただいておりますけれども、個別指導のほうは順次やらせていただいているというような状況です。

○飯島委員 定期的に訓練が必要なお子さんたちなので、そのリズムが狂うと、やはり支障があると思うんですね。そのところは、ちょっと対策を考えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。その期間を、集団をやっていない期間をもうちょっと様子を見て、検討を考えると、そこら辺の柔軟性というのはいかがなものでしょうか。

○新井子ども支援課長 そこは、やはり考えていかなければいけないということは、十分認識しております。ただ、保育園に通っていたり、幼稚園に通っているお子さんに関しましては、さくらキッズの職員が出向いて、どんなふうになっているかという、どんなふう集団で過ごしているかというようなところを回ったりというようなこともしておりますし、できるだけお子さんたちが安心して過ごせるようにということは考えてまいります。

○飯島委員 いや、途切れない対応というかね、そこら辺のことを、ぜひ、工夫していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小林やすお委員長 はい。要望でいいですね。

○飯島委員 はい。

○小林やすお委員長 はい。

内田副委員長。

○内田副委員長 コロナウイルスの経済対策支援について、もう時間もないんで、二、三点、簡潔に伺います。

今回の影響は、特に経営体力の弱い中小企業や小規模事業者を直撃しています。区内でも、飲食業やサービス業など、大変ダメージを受けていると聞いており、私が聞いたところによっても、売り上げが7割減ったとか、そういう事業者様すらいる、もう非常事態だと、緊急事態だと思っています。改めて、区の見解をお聞かせください。

○栗原商工観光課長 今、内田委員からご指摘ありましたが、区としても、共通の見解を持っております。まさしく非常事態と考えております。ありとあらゆる知恵を絞って、対応してきたいと考えているところでございます。

○内田副委員長 先日の自由民主党の代表質問でも、中小企業や小規模事業者を対象とした支援策の必要性についてご指摘をさせていただきました。区からは、区の商工融資制度において、東日本大震災以来となる緊急経営支援特別資金を新たに創設するとのことご答弁をいただいたところですが、ホームページのトップに張ってあるバナーから中小企業支援を見て、おおむね承知はしておりますが、例えば、この事業に対して、いつから開始しているのか。融資件数や問い合わせ件数など、直近の最新の情報について、改めて教えていただけますでしょうか。

○栗原商工観光課長 本当に概要だけいいますと、コロナウイルスの影響によりまして、売り上げ等が3%以上減った中小企業の事業者さんに対して、区の商工融資制度において、小口のさらに小規模企業特別資金という、従業員が10名以下の事業者さんに対して、大変、区が利子補給をしまして、本人ご負担の利子負担が少ない金額で、商工融資を借りられる資金メニューがあるんですけども、それと同様の資金で、既存の資金枠と別に500万円まで新たに融資のあっせんをするという制度でございまして、今、委員からご指摘がありました受け付けの開始でございまして、まさしく本日の3月9日より受け付けを開始しているところでございます。

で、多数ご質問いただいております。すみません。ちょっと具体的には、今、何件質問があったという数まではカウントできていないんですけども、大変多数のご質問、お問い合わせをいただいている状況でございます。（発言する者あり）

○内田副委員長 この制度は、低コストで資金を調達できる制度であり、経営に打撃を受けた中小企業や小規模事業者にとって、非常にありがたい制度であると考えています。この日程がない中で、きょうから受け付けが開始されるということで、このスピーディーな対応には感謝いたします。

問い合わせも多分、いろんな議員のところにも来ているかもしれませんが、丁寧に対応していただければなと思います。まさに、こういった事態では、このスピード感が大変重要だと思っています。

最後になりますけども、一方、この新型コロナウイルス感染症が不幸にも終息しないで、影響がさらに拡大するといった最悪の事態も想定しておく必要があると考えています。このような場合、さらに追加の支援策が必要だとも考えております。また、追加の支援策を行う際にも、迅速に対応することが重要であり、必要であると考えます。区のお考えはいかがでしょう。

○細越地域振興部長 地域経済を支えているこの中小企業の支援というのは、この感染症対策とともに実施しなければいけないと思っております。きょう始めましたこの緊急対策は、第一弾でございます。この対応につきましては、これで事態が収束すれば、それにこしたことはございませんけれども、むしろ、この地域経済への影響って、これからあらわれてくると思っております。したがって、予断を許さず、状況把握をしっかりと行いまして、さらなる対策が必要になれば、時期を逸することなく、対応していきたいと考えております。

○小林やすお委員長 はい。

米田委員。

○米田委員 ありがとうございます。ほぼ内田委員が聞いていただいたんですけど、少し何点かだけ聞かせていただきます。

中小企業庁は、各区市町村に対して、コロナウイルスの影響を受けている中小企業、小規模事業者に対する特段の配慮を要請しております。例えば、海外の部品の調達がおくれて、なかなか納品できないこととか、工期の設定、あと変更など。あと、支払いも含めてです。こういった要請が国から来ておりますけど、区の体制は整っておりますか。

○小林やすお委員長 うーん。それは答えられるか。

暫時休憩します。

午前 11時59分休憩

午後 0時00分再開

○小林やすお委員長 委員会を再開いたします。

答弁からお願いします。

○平岡契約課長 今ご質問いただいているのは、例えば、区の契約等において、中小企業を対象とした契約の相手方の場合に、納品がなかなか滞るといような事態も今後考えられるかと思っております。そういった場合は、契約の中身、それぞれ受注者とそれから発注者である区との間で、まず協議をさせていただいて、適切に納品ができるように、例えば契約のあり方等を見直す、そういったことに十分に配慮した形で対応を検討してまいりたいと思っております。

また、さらに、区の側におきましても、各所管におきまして、事務事業の執行、区民サービスが低下しないように、事務事業の執行を見直すことによりまして、例えば日程の変更でありますとか、例えばメニューの内容でありますとか、そういったところも十分に検討した上で、そういった契約の履行が滞りなく実施できるような形で、対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

○米田委員 はい。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

あと、輸送費とか、かなり上がった場合も出てくると思いますので、その辺も対応していただきたいなと思っております。

あと、さっきも内田委員がおっしゃっていたんですけど、これは非常に特別融資のご案内、他の区に比べると、3%の減少ということで、非常にすぐれております。（「そうなの」と呼ぶ者あり）これ、しっかり周知することが大事だと思っているんですけど、（発言する者多数あり）ホームページとかでやっていただいておりますけど、さっき大串委員が言っていましたけど、冊子をつくるまでは時間的に厳しいんですけど……

○小林やすお委員長 売り上げが減った……

○米田委員 チラシをつくって、（発言するもの多数あり）例えばお困りであろうとか、小規模事業者に配ってあげると。（発言する者あり）この辺はいかがでしょうか。

○栗原商工観光課長 今ご指摘いただきました点、非常に重要かと思えます。いろいろ国が施策を出してくるんですけども、詳細な部分につきましては、まだ我々も一生懸命情報を入手しようとしているんですけど、全然詳細な部分はわかっていないんですけども、そういうのがわかって、情報ができるようになり次第、委員ご指摘のような簡単なチラシとかをつくって、中小企業、個人事業主の皆さんに配布するようなことを検討したいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○小林やすお委員長 米田委員。

○米田委員 もう、これ、最後にしますけど。相談に来られている方が結構ふえていると聞いております。国の認定制度で、区市町村の印鑑をもらわないといけないんで、そういったこともあって、非常に多く相談が来ていると伺っております。

今回、この影響を受けて、初めて来る方もいらっしゃいます。結構難しい言葉、煩雑な書類、そういったことで非常に悩まれている方もいらっしゃいます。きっちり対応していただいているとは思いますが、中には上から目線で言われている方もいると聞いております。その辺をなくしていただくことと、丁寧に寄り添うと言っていたいただきましたけど、最後まで伴奏型でやっていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○栗原商工観光課長 大変申しわけありません。おわび申し上げます。大変、受付も今、渋滞しておりまして、何人もお待ちくださっているような方が出ている状況で、職員も焦って、早く次の方を受け付けなければというような焦りも出ているのかもしれませんが。私のほうからしっかり、いま一度、ちゃんと原点に戻って、相談に来ていただいた方の立場から、難しい言葉を使わずに、平易な言葉で親身に対応するように、改めて私から指導いたします。大変申しわけございませんでした。

○小林やすお委員長 はい。いいですか。

小枝委員。

○小枝委員 同じことなんですけれども、3%の減というところで、千代田区としては頑張っているんですけれども。結局、2月は各店舗、営業努力で頑張って、1%、2%の減だけでも、3月はもう5割減だろうなというところもあるわけですね。今回、第一弾で、また事態を踏まえながら考えるということなんですけれども、それで、向こう3カ月ということになると、つまり2月は申し込めない。3月は申し込むとして、向こう2カ月となると、4月、5月、もうオリンピックができないじゃないか日程になってくるわけですね。つまり、何を言いたいかという、2月の微減でも相談に乗るということではできないんですかね、実際。3月打撃だから。それで、向こう2カ月ということになると。

○栗原商工観光課長 まず、今回の事業者さんをお願いしている条件が、実績としては1

カ月分、それから、2カ月は、今後2カ月の見込みでございますので、減る見込みと申していただければ、対象となるわけでございます。で、1カ月分の減の実績が、きょうは3月9日でございますので、2月9日から3月8日までの売り上げが対前年同月比で3%以上減っていれば、申請の対象となるということでございます。

○小枝委員 その2月のところが3%以下、微減であっても、3月はもう5割減というようなところが出てくるわけですね。その2月微減がコロナ関連のキャンセルに伴うものであるということが明らかであれば、そこら辺は相談に乗っていくというようなことができませんかということ聞いています。

○栗原商工観光課長 そこにつきましてはリアルタイムで考えるようにしてまして、2月1日から2月29日で切るのではなくて、日々、さかのぼった直近の1カ月で見させていただく。2月9日から3月8日というようなフレキシブルな1カ月で見させていただくということで、フレキシブルに対応できているのではないかと考えておるところでございます。

○小枝委員 これから状況を捉えて発展していくんだと思いますけれども、考え方としては、こういう状況、かつて、狂牛病で牛肉を扱う業者は優先、そういった対策もありましたけれども、連帯保証を立てた場合は無利子というようなことはないのでしょかね。そういう、結局返さなきゃいけないということの負担と、かつ、やっぱり利息があるということは、この緊急非常事態を捉えると、結局、借りたものは返さなきゃいけないということがありますし、そこにまた利息がつくということがあるので、他の貸付制度では、連帯保証人を立てれば無利子という制度もあるんですね。これ、本当に研究していただければ、第二弾のときにまた考えていただければと思うんですけども、それはどうですかということが一つ。

ちょっと一遍に、皆さん時間を急ぐと思うので、いただいた声をもとに言わせていただくと、給食がストップしたことによって、区内業者もストップしちゃっているという。で、サラリーマン休業補償はあるが、フリーランスはないとか、いろんな問題があるんですけども。現実問題、区内業者のそういったことがストップしているという状態に関しても、やはり今回は支援、貸し付けということなんですけれども、もう少し、何ですか、何か助成とか、個々の状況を1回、もうストックしておいて、それで、本当に1軒でもお店がこのことによって潰れないということをしっかりと決意して、その制度設計を早急にまた補正予算なども組んでいってほしいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○細越地域振興部長 先ほど内田副委員長のご答弁でも申し上げましたとおりでございます。まず第一弾として、今回、対策をしております。したがって、この第二弾、第三弾につきましても、今、実態を把握した上で、状況を見た上で判断していきたいと思っております。

○小林やすお委員長 いずれにしても、議長のほうの仕切りで、議長を通して区のほうには要望書、各会派からの要望書が出ていると思うんで、その中に全部、今、質問されたこと、多くが包括されている部分があるんで、これについての回答ももらえるのかな、先に。（発言する者あり）ねえ。そういう、（「対策が出たら」と呼ぶ者あり）区長宛てに議長から提出してあるんですよ、各会派の。（「本部長、本部長」と呼ぶ者あり）本部長。あ、

本部長にね。はい。だから、その回答ももらうということも考えていただきたいなと思っておりますが。まあ、それはお願いというか、早急をお願いしたいということです。

質問……

○岩田委員 関連。

○小林やすお委員長 はい。関連。

岩田委員。

○岩田委員 学校がお休みになって、給食で使う食材が余ったりとか、牛乳が余ったりとか、そういうようなことに関する対策というか、そういうのはないんでしょうか。自治体によっては、何か野菜が処分できなくて、例えば、学校の校庭に何か青空市場みたいなのを急遽つくって、安く区民の皆様販売するとか、牛乳を使った何かメニューでとか、何かそんなような話とかもいろいろあるみたいですけども、そういうのは何かないんでしょうか。

○櫻片学務課長 今、岩田委員がおっしゃっていましたが、多分学校のほうに納品になって余ったという例としますけども、当区では休校の前の週に発注をとめておりますので、業者さんのほうにはストックはあるかもしれませんが、学校のほうに納品というのは全てとまっておりますので、そういう意味でのロス等は発生しておりません。そういう意味では、そういった処分等は一切しておりません。（発言する者あり）

○岩田委員 いや、その業者さんが今までコンスタントに注文があったのに、急にとめられて、どうしようかという、そういうことに対する質問なんです。

○小林やすお委員長 いや、違うんじゃないの。食材があるから、それを配っているとか何とかという話。注文がなかったら、利益が、何というの、減ったという。（発言する者あり）変わったんじゃない、今、質問の内容が。

○岩田委員 いいえ。コロナの対策で、学校がお休みになった。それで、業者の方も、今まで学校に卸していたものも卸せなくなった。販売先が、ルートがなくなっちゃうわけじゃないですか。そういうのは、例えば、今まで使っていた分ぐらいの量の野菜を、学校の校庭を使って、青空市場みたいな感じで売るとか、そういうような考えとかはないんでしょうか。

○栗原商工観光課長 ご質問の件、卸売業者さんとかの件かと思えます。区内に、生産、畜産とか、農業の業者さんはいませんので、千葉県とかはそういうダメージが大きいと聞いておりますが、区内ですと、卸売の業者さんの事情かと思えます。

3月2日からとめているということで、それより前に、学務課長の答弁でとめているということで、もう既にストックはない状態だろうと思うんですけども、それでもどうしても、例えば青空市場でやりたいとかというようなご提案があれば、ちょっと商工観光課のほうで何かお助けできることがないかとか……

○小林やすお委員長 課長、そこまで聞いていないんだよ。

○栗原商工観光課長 あ、申しわけございませんでした。

以上です。（発言する者あり）

○はやお副委員長 いいの。

○小林やすお委員長 えっ、まだあるの。

牛尾委員。

○牛尾委員 ちょっと1点だけ。先ほどの緊急融資のことで、例えば港区とかでは、千代田の場合は3%減という微減でも対象にしますよということで、すぐれていると思うんですけども、港区とかでは、無利子で貸して、緊急融資をやっているんですけども、（発言する者あり）無利子にするというご検討はできないんですかね。（発言する者多数あり）

○栗原商工観光課長 はい。ほんの数日前から、港区が無利子で貸し付けを——すみません、無利子になるように区が利子補給をするという制度を受け付けを開始する、ほんの先日ですね、という情報は入ってきました。区としても、もちろん地域振興部長が答弁しましたように、状況を踏まえて、無利子となるか、まあ、わかりませんが、いろいろしっかり状況を踏まえて、対策は、追加の対策も含めて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○小林やすお委員長 はい。新型コロナウイルス関連の質問は、これで打ち切ってよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林やすお委員長 はい。それでは、この時間ですので、お昼の休憩といたします。

午後0時13分休憩

午後1時43分再開

○小林やすお委員長 それでは、改めまして、それでは委員会を再開いたします。

初めに、区長より発言したいとの申し出がありましたので、これを許可します。

○石川区長 大変、貴重な時間を頂戴いたしまして、私からお話をさせていただきたいと思います。

まず、先週金曜日に、私の次男が三番町、（「もっと大きな声を出してくれんと聞こえんぞ」と呼ぶ者あり）

○小林やすお委員長 傍聴の皆さん、静かにしてください。

○石川区長 先週の金曜日の報道に関しまして、私の次男が三番町のマンションを購入した報道がございました。大変、皆様方にもご心痛を煩わし、ご迷惑をおかけいたしましたことを、まず、おわびを申し上げます。

この経緯について申し上げますと、私の次男が区内への転居ということで、さまざまな物件を探し、そして、今回の報道のありましたマンションについても申し込みをし、かつ、何回かの経緯の中で、最終的に事業者からこの住所についての価格等の提示を受け、本人が適正な価格であるということで、手付金を本人自身で払ったわけでございます。この提案を受けた住戸については、明快に事業者からこういう住居だという説明はございませんでした。これは、本人にも確認し、販売をしたところにも確認をしたところであります。

一方、このマンションが総合設計ということでございますが、皆様ご承知のとおり、総合設計はかなり判断する基準が細かく決められておりまして、かつ、ルールがあって、そして、建築確認の部門が判断をし、そして、かつ、第三者の判断もいただいて、結果として、総合設計という許可を、名前は私が出しておりますが、決裁等については、私のところへ上がってきているわけではない。事務的に処理をして、判断していただきました。もし、総合設計の許認可の関係のご質問があれば、確認事務を行っております担当管理職からお聞きをいただきたいと思います。

このように、購入の手順・手続を含めて、私の息子が当然やりました。

そして、1年半後、区分所有のお話がありましたんで、私の家内が区分所有という判断をしたわけでありまして、かつ、政治資金規正法による届け出もしているということでございまして、何ら私がさまざまな形で事業者と折衝をしたことはございません。

以上が私からの説明であります。

○小林やすお委員長 はい。今、区長からの発言がありました。この発言につきまして、皆さんからの質疑をお受けいたします。

○木村委員 事前に区長からそういうお話があるというのは聞いていなかったものですから、驚きました。見事なほど、反省の念がないと。（発言する者あり）はっきり言って、驚きました。息子さん本人が適正な価格。区長とご夫人が3分の2をお金を出しているんじゃないありませんか。それで、やっとあのマンションを買ったわけでしょ。何が適正ですか。3分の2を親に頼っていて、何が適正かと。

きょう、この質問をするんで、各部長、課長に、事前にこういう質問をするから、ちょっと準備しておいてと要求したら、区長に呼ばれています、と言うわけですよ。部長、課長を呼んで、何を話したんですか。

○石川区長 それは、どの件で私が管理職を呼んだのかは別として、多分総合設計という仕組みについては私もわかりませんので、具体的に確認をしたということだろうと思います。

○木村委員 部長、課長、まちづくり部隊だけではなかったですけどね。金曜日のNHKのニュースというのは、私は、三井不動産と石川区長との特別な関係を白日のもとにさらしたと、そう、私は言えると思います。実は去年のこの予算委員会でも、三番町の当該マンションについては取り上げました。しかし、そのときは、一般公開される前の27戸のマンションのうち、既に1戸を区長とそのご家族が入手されていたと。これは問題じゃないかということで質問させていただいたんです。しかし、あの金曜日のNHKのニュースは違っていました。特定行政庁としての責任者として、区長が許可をしてできた総合設計制度のマンションの一室を、事業協力者住戸として所有していたと。

先ほどデベロッパーから何の説明もなかったというけれども、これは新築時価格表、これはマンションの分譲価格時、分譲したときの分譲時の価格表が書いてあります。見事に3戸だけ抜けているんですよ。で、そのうちの1戸が息子さんがお買いになっていた住宅なわけでありまして。

それで、去年の予算委員会と比べても、一層深刻な、そんな、そのような事実だということによって印象を受けました。もともと、事業協力者住戸というのは、抽せん、公募の対象にならないわけです。ですから、分譲時の価格表にも載らない。

それで、事業協力者住戸というのは一体何なのかと。私、この問題をいろいろ事業協力者住戸をいろいろ調べながら、要するに、区長がですよ、直接事務手続、チェックされたわけではないと思うんだけど、少なくとも区長の、区長名で総合設計制度を許可したと。いわゆるこのまちづくり行政が、その許可した区長が入っているわけだから、所有しているわけだから、まちづくり行政がゆがめられた、私物化されたという問題と同時に、もしですよ、もし三井不動産方から何らかの請託を受けていたとしたら、それは贈収賄が成立しているわけですよ、受託収賄が。そういう性格の重大な問題なんです。そこで、ちょっと幾つか具体的にお伺いしたいと思います。



まず、事業協力者住戸ということなんです。これ、なかなか、業界用語だと思うんで、法律でこういうことだと定義されているわけではないんだけど、答弁できる方はいらっしゃいますか。

○加藤住宅課長 今、木村委員のご質問ですが、事業協力者住戸、今、木村委員のおっしゃられるとおり、法律用語ではなくて業界用語だと考えております。基本的には、一般公開の販売用のマンションではなく、等価交換や代替あっせんなどの住戸など、先約、予約用の住戸という認識でございます。

○木村委員 要するに、一般的には地権者を対象に、等価交換で事業協力者住戸にも入ると。これが一般的な解釈なわけですね。石川区長は、この三番町のマンション、地権者でいらっしゃいましたか。

○石川区長 私は地権者ではございません。

○木村委員 地権者でないのに、なぜ事業協力者住戸に入れたんですか。どんな協力をしたんですか。（発言する者あり）

○石川区長 事業協力者というのは、私は、購入手続を私がやったわけではない。かつ、私の息子に確認をいたしましたところ、その説明も特段なく、最終的な段階で、価格と場所の提示を受けたということであります。

○木村委員 だから、なぜ三井不動産はそういう配慮をしたのかということなんです。よ。（発言する者あり）

事業協力者というのは、もう既に抽せんの対象外なんです。対象外なんです。先ほどの区長のご説明だと、何回も申し込みをしたと。抽せんで外れたカードって持っていますか、息子さんは。

○石川区長 それは、一つの、個人としてどういうことをやったのか、申し込みをやったのかということについては、当然、持っているのか持っていないのか私はわかりませんが、それを、一つ一つ、つまびらかにすることはあり得ないと思います。

で、かつ、私は、事業、この販売の会社にも、確かに私の長男が、あ、次男が申し込んだということは確認をしております。それだけです。

○木村委員 では、なぜ息子さんは、事業協力者住戸を提供されたんでしょう。（発言する者あり）地権者でもないのに。しかも、マンションを買ったけれども、全額自分で払えないわけですよ。3分の2は、区長と区長夫人に出してもらっているわけですよ。普通、VIP扱いしないでしょ。（発言する者あり）親から3分の2を提供してもらわなければマンションを買えない人を、三井不動産がVIP扱いますか。

○石川区長 ご質問ですか。

○木村委員 はい、そうです。（発言する者あり）

○石川区長 何回も申し上げておりますように、申し込みをし、抽せんもあり、最終的な段階でこの場所と価格が提示をされ、そして、それを確認して、本人が手付金を払ったということ以上のものはございません。（発言する者あり）

○木村委員 はっ。（発言する者あり）ああ。

なぜ、三井不動産が息子さんに事業協力者住戸を提供したのか。これは、登記するときにはですよ、登記するときには、印鑑証明が必要なわけですよ。当然、区長もかかわっているわけですよ、購入するときには、登記するときには。そのときに、そういうやりとりとい

うのは、息子さんとの間でなされませんでしたか。

○石川区長 先ほども申し上げましたように、本契約をするのは1年半後です。そのときに区分所有の話があって、そのときに私も一部負担をするということでありまして、当然、最初の段階については、本人にも確認いたしましたけど、何らこの住宅の性格を、説明もない。それで、これは、事業者にも、こういう報道があったんで、私は確認しまして、そういう説明をしていないということであります。

○木村委員 結局、なぜ事業協力——要するに、これが要なんですよ、この問題の。三井不動産がですよ、普通、デベロッパーが、まず事業協力者住戸に提供するのは地権者なんですよ。あるいは、それぞれデベロッパーごとに違うだろうけれども、多くはVIP待遇の人ですよ。そういう人が、そういう人に提供されるのが事業協力者住戸なんです。三井不動産だけ、区長の息子さんには特別に事業協力者住戸を提供するという話は聞いたことがありませんから。それに対して、どうして事業協力者住戸が提供されたのかを、これをはっきりさせるのが、区民に対する説明責任なんですよ。あのテレビをこらんになっている区民の皆さんが、区長に裏切られた思いだと、たくさん言っておられました。一般的にですよ、一般的に、地権者であるとかVIPであるとか、事業協力者住戸を提供する対象でない人に、なぜ提供したのか。これが、区民が一番疑問に思っていることなんです。ところが、それは三井不動産が勝手にやったということでしょう。全く知らない。三井不動産が勝手に息子に、息子さんに事業協力者住戸を言わないで、これがあいていますからどうぞと。で、息子さんから、お金が足りないんで、ちょっと区分所有になってくれないかということで区長のほうに申し入れがあったということがこれまでの経過ですから。先ほどの区長のご説明によると。

○石川区長 手付けを得てから、約——木村委員も知っているように、最終的に払い込むのは1年半後でございます。したがって、予約をした段階で、私自身が具体的に息子から具体の話を知っているわけではない。そういうことでありまして、最終的に資金を払うときに、区分所有の話があったわけでありまして、一切、私自身がこの問題で、最初っからさまざまなことをやったわけではないということだけは明快にしておきます。

○木村委員 ちょっと。ちょっと、いいですか。（発言する者あり）すみません。じゃあ、ちょっと一つだけ。

ああいうNHKの報道があって、その中に事業協力者住戸であったことを三井不動産も認めたという報道がありました。実際、この価格表に、区長がお持ちの住戸は、部屋番号から欠落していますから。事業協力者住戸であることは、まず間違いないでしょう。そういう住戸に入っていたということを、今、どうお思いですか。その事実を知って。

○石川区長 ささまざまな、この問題についての取材があったときに初めてそういう性格のものだということを、私は知ったわけでございます。（発言する者あり）

○木村委員 今はどうですか、それを知って。

○小林やすお委員長 手を挙げてもらえますか。

○石川区長 えっ。

○小林やすお委員長 木村委員。

○木村委員 私が聞いたのは、そうじゃないんですよ。事業協力者住戸であることを知って、どう思われたか。一般抽せんで、本来は入るべきところを、事業協力者住戸が提供さ

れる部屋と。そのことを知った今日、このことをどうぞ認識されているかです。

○石川区長 どのような、事業者が販売の仕方をするかというのは、まさに事業者のさまざまな過去の経験からの判断だと思います。したがって、最終段階でそういう物件を提示を受けたということだけは確認をしております。（発言する者多数あり）

○木村委員 まあ、いいや。

○小枝委員 関連で。

○小林やすお委員長 小枝委員。

○小枝委員 今の、事実確認のところは非常に重要な入り口だと思うんですね。で、VIP扱いあるいは地権者扱いを受けたのか、抽せんだったのかということところは、何か私、一生懸命聞いているんだけど、答えていない。答えていないと思うんですね。あと、先ほどの、抽せんで外れたカードを持っているかということに関しても、何か答える必要がないみたいなことを言っているんですけれども、これ、事実確認のところなので、そこはしっかりと答えていただかないと、いけない部分だと思うんですけど。

○小林やすお委員長 じゃあ、再度。

○小枝委員 はい。

○小林やすお委員長 再度お答えください。

区長。

○石川区長 一つの人格ある大人がさまざまな制度の中で申し込みをした。そのことを、（発言する者あり）書類が残っているか残っていない。そんなことをですね、私が説明するわけではないと思います。（発言する者多数あり）

○小枝委員 あるよ。（発言する者多数あり）

○小林やすお委員長 木村委員。

○木村委員 この性格は、区長、全然、何といいましょうか、贖罪の念というのが、全くないんですね。それで、これをですよ、総合設計制度の許可に携わった、仮に一般職の職員がですよ、一般職が、の職員が、自分が総合設計制度の許可申請の事務手続に携わった職員がですよ、できて完成したそのマンションの事業協力者住戸に入っていたと。これは倫理規定上、一般職の場合、どうなるのでしょうか。（発言する者あり）

○吉村行政管理担当部長 ただいまの倫理規定上どうかというご質問にお答えをさせていただきます。

状況を詳細に確認する必要が生じてくるかとは思いますが、千代田区職員の倫理に関する規定では、職員の行動基準として、法令に与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となるものからの贈与等を受けること等の区民の疑惑や不信を招くような行為は、してはならないと定められております。

また、禁止行為の中で、利害関係者から供応接待を受けること等も禁止をされているところでございます。（「そのとおりだ」と呼ぶ者あり）ただし、この規定は、一般職員に適用されるものであります。実務を担当した一般職員が後に当該マンションの協力者住戸を優先的に購入した場合は、倫理規定に抵触することもあるかとは考えます。

○木村委員 委員長。

○小林やすお委員長 ちょっとお待ちください。傍聴の方は、ちょっと発言を控えてください。次に発言されたら退室していただきますので、よろしくお願ひします。

どうぞ、木村委員。

○木村委員 もしその事業協力者住戸を提供された職員がですよ、仮にその総合設計制度の手続をしたら事業協力者住戸を提供しますよということを約束されていた場合、それはどうなりますか。

○吉村行政管理担当部長 その場合、協力者住戸の提供と引きかえに、その建物については、何らかの緩和等の行為を行った場合、倫理規定上というよりは、職員に対しては結果的には何らかの処罰が科される可能性もあるものと考えます。

しかしながら、この場合にあっては、あくまで一般職の場合で、制限緩和にどの程度関与したかなど、事実関係を詳細に調査する必要はあると考えております。

○木村委員 いや、これ、普通だと思うんですよ。自分が許可申請にかかわった職員がですよ、できたマンションの、一般の抽せんで入れない事業協力者住戸に入っていたと。普通の感覚だったらね、許されないんですよ。ましてや、（発言する者あり）一般職を教育・指導するのが特別職でしょ。その特別職がこんなことをやっていて、一般職に示しがつきますか。で、こういう性格の問題なんですよ。

それで、先ほど、人格のある云々とおっしゃられました。少なくとも一般抽せんに申し込んだけれども外れたというふうに答弁されていたわけですよ。これは一旦休憩をとって、本当にその息子さんが抽せんで外れた、そのことを証明するものがあるのかどうなのか。

（発言する者あり）さらに、事業協力者住戸の提供について、何らかの話が三井不動産からなかったのかどうか。この点は、直ちに区長に、ちょっと確認をとっていただきたいと。

○小林やすお委員長 暫時休憩します。

午後2時09分休憩

午後2時44分再開

○小林やすお委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（発言する者あり）  
（拍手あり）

○小林たかや議長 よかった、よかった。

○小林やすお委員長 答弁からになりますか。

○小林たかや議長 えっ、答弁。

○小林やすお委員長 質問。

○林委員 区長の答弁がありますかと……

○木村委員 さっき……

○小林たかや議長 答弁。

○桜井委員 いやいや、2点について……

○はやお副委員長 2点について、もう一度お答えくださいと。さっきの答弁、繰り返し答弁になるかもしれない。

○小林やすお委員長 区長。

○石川区長 抽せんの結果のカードがあるかどうかということについては、ございません。

○小林やすお委員長 木村委員。（発言する者あり）

○木村委員 あ。あ。大丈夫ですかね。

○小林やすお委員長 どっちも入るよ。

○林委員 ハウリングしている……

○木村委員 要するに、なぜ事業協力者住戸が提供されたのかということについて、さっぱりわからないんですよ。これはまた、（発言する者あり）またこれは後で、しかるべき委員会でということでご提案させていただきますが……

○小林やすお委員長 はい。

○木村委員 その前に、ちょっと幾つか確認したいことがあります。それは、石川区政になって以降の千代田区政と三井不動産との関係です。

一つは、飯田橋駅西口地区の第1種市街地再開発事業。2011年に起工しました。2008年に警察病院と前田建設本社があった飯田橋西口で再開発が行われたと。で、再開発等促進区を定めた地区計画がかけられました。ここでは、区長が全国初のCO<sub>2</sub>排出削減数値を地区計画に明記したということで、随分PRされました。しかし、一番の目的はそれじゃなくて、再開発等促進区に関する地区計画の導入だったと、私はそう思っています。

この地区計画、再開発等促進区を定めた地区計画を導入することで、基準容積率が410%が、計画容積率930%へと、2倍以上に容積率が膨らんだわけです。2段階にわたって、見直し相当容積率と評価容積率、2段階にわたって容積率を上乗せできるのが、この再開発等促進区と。で、事務所棟とマンション棟ができたわけです。で、できたマンションの中に、ここは長男と区長と区長のご夫人の3人共有名義の免震マンションが所有されていたと。（発言する者あり）ここでも同じようなやり方なわけです。ただ、ここは事業協力者住戸ではなかった。それは、私は確認しています。

千代田区の再開発等促進区を定めた地区計画で——千代田区が決定ですよ。これ以外にありますでしょうか、担当の所管。

○大森まちづくり担当部長 岩田委員の資料請求で……

○小林やすお委員長 はい、はい。

○大森まちづくり担当部長 再開発等促進区の資料がありますが、都案件が3件、で、区案件が1件で、区で決定したのはこの飯田橋1件ということになります。

○小林やすお委員長 木村委員。

○木村委員 そうなんです。千代田区決定の再開発等促進区を定めた地区計画というのは、千代田区でこれだけなんです。で、容積率が2倍以上に膨れ上がり、できたマンションの一室を購入されたと。で、数年後、売却されました。恐らく、ここは、三番町のマンション以上に、中古は高く売れるんじゃないかと。1.数倍の中古価格で売れたんじゃないかと私は思います。

それから、二つ目に、千代田区政と三井不動産との関係では、私は、今言われている東京ミッドタウン日比谷。これも三井不動産の事業であります。2007年から10年越しの計画でありました。日比谷地区の都市再生事業で、これは三井不動産の提案だったということでもあります。これも都市再生事業でありますので。で、開発事業者側が都市計画提案する、と。それを行政がチェックして認可する。まあ、半年以内に認めるという、非常にデベロッパーにとっては、使い勝手のいい、そういう制度であります。

同時に、日比谷プロジェクトの街区を含む、エリアを含む、有楽町一丁目街区全体の地区計画。これも、同時並行で、千代田区は地区計画の制定に入りました。そのときに、この三井不動産のプロジェクトの基本設計を担当した事業者と、千代田区が地区計画をつく

る担当事業者が同一会社だったと。そうではありませんでしたか。これ、担当はどこかな。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 当時、同じコンサルタント会社に事業者のコンサルタントと千代田区の地区計画をお願いしたコンサルタント、同じコンサルタントでやっておりました。

○木村委員 地区計画というのは、いろんな再開発事業を誘導するためにつくるものなんですよ。ところが、都市再生事業の提案をした開発事業の基本設計を担当した設計株式会社と千代田区の地区計画づくりに協力してくれた設計会社が同一と。どちらが誘導されているのかわからないような計画だったわけでありませう。

そして、今度は三つ目として、有楽町一丁目地区の南側。南側に、今、日比谷・内幸町一丁目プロジェクト計画が立ち上がりつつあるわけです。これは、帝国ホテルだとか、東電のホールディングスの本社であるとか、あるいは、（「NTT」と呼ぶ者あり）NTTのビルであるとか、あとはNBF日比谷ビルだとか。ここが今度6ヘクタールの敷地面積を使って、広大な地域を使って再開発が計画されていると。で、これは再開発が動くに当たって、地権者からの勉強会の要請、これは千代田区にあったと思うんですが、いつでしょうか。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 地元の地権者さんからの勉強会の区への要請につきましては、昨年11月の終わりごろでございます。

○木村委員 この内幸町一丁目のプロジェクト、まあ、仮称ですね。このプロジェクトに関して、事務局を担当しているのはどこでしょう。地権者で。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 地権者さんの、更新に向けた検討の事務局につきましては、日比谷のときのコンサルタントと同じ会社がやっております。

○木村委員 地権者ですよ、地権者。地権者。内幸町一丁目プロジェクトの事務局で、区のほうに要望書を持ってきたわけじゃないですか。どこの企業ですか。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 千代田区のほうに勉強会の要請をいただいた地権者さんの代表につきましては、三井不動産と、それからNTT都市開発、それから第一生命、その3社が代表として、（発言する者あり）要請の文書を出していただいております。

○木村委員 要するに、これも恐らく都市再生事業。あれは、すばらしい——すばらしいじゃないや。すさまじい規制緩和がなされますし、（発言する者あり）税制面でもすごい優遇を受けるわけですよ。大体、125ぐらいが、今、都市再生事業として認可されているけれども、数百億という税金の優遇を受けているんじゃないでしょうかね。そういう再開発事業が計画されていて、そういう都市再生事業といういわゆる究極の規制緩和、こういう大きな流れと、（発言する者あり）区長のいわゆるモラル破壊が結びついたのが、私は今回の、この三番町の事業じゃないかと、疑惑じゃないかと、そういうふうに思うわけです。

なぜモラル破壊かということ、以前もお示ししましたけれども、区長はもう、マンションの購入転売を繰り返しているわけですよ。これは、大京を除いてですよ、2007年にマンションを購入され——今お住まいのところですね。で、何と数カ月後に、今度は新マンションを購入されている、住友不動産の。で、6年後にこのマンションを売却され、そして翌年には三井不動産のマンションを購入され、で、3年後にはそのマンションを売却し、そして今回の、また三井不動産の高級マンションの購入なわけです。こういうことを区長

になられてからずっと繰り返しているわけですよ。一般職でもだめだと言われていることが、なぜ区長だったら許されるのか。許されるはず、ないんです。

都市再生事業ということで、三井不動産がどんどん都心の一等地を再開発している。で、その都市再生事業を進める三井不動産と区長のこういうマンションの売買利益といひましょうか、あるいは本当に深刻なモラル破壊だと思います。その区長が結びついて、今回の三番町のマンション、事業協力者住戸を提供される、こういう関係が生まれたんじゃないかと私は思うわけです。

それで、ちょっと委員長のほうにお願いしたいんですけども、この問題というのは、私はまちづくり行政の私物化だと思います。同時に、請託を受けて、その見返りとしてこうした数々のマンションが提供されていたとすれば、それは受託収賄ということで、これは成立する可能性もある、極めて重大な、そういう問題だと思います。

○小林やすお委員長 はい。

○木村委員 なぜ、三井不動産は、区長とそこご家族に事業協力者住戸を提供し、便宜を図ったのかと。この説明は、議会がやるほかありません。

○小林やすお委員長 はい。

○木村委員 議会が区民の皆さんと一緒に進めていくほか、私はないと思います。これだけマスコミで大きく報道され、きょうもたくさん傍聴者がおられる中で、この問題は決して曖昧に私はできないと思います。それで、先ほど三井不動産がこうおっしゃっていたという話がありましたけれども、きちんと議会がそういった関係者にも来てもらって、きちんと調査をする、と。そのためには調査権を持った百条の委員会の立ち上げが私は必要じゃないかと、（発言する者あり）そう考えるわけです。ぜひ、その趣旨を議長にも申し入れいただいて、速やかな百条委員会の立ち上げを要請したいと思います。（拍手あり）  
（発言する者あり）

○小林やすお委員長 はい。暫時休憩を……。 （発言する者あり）

午後2時58分休憩

午後3時59分再開

○小林やすお委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

嶋崎委員。

○嶋崎委員 今、木村委員からご発言がありました。大変、極めて重要な案件だというふうに認識をいたしております。やり方はともかく、この議会がきちっと区民に説明責任をする、それで、区長からもある程度のきちっとしたことを受けないと、これ、やりっ放しな話になったら、今度、議会が、何やってるんだという話になりますから、ここは、議長もきょう同席されているんで、議会として、ひとつ考えたほうがいいんじゃないかというふうに思いますんで、一応、このことは、きょう予算の審議、まだ残っていますから、そのところは委員長のご配慮をいただきたいと思います。

○小林やすお委員長 はい。

暫時、休憩させていただきます。

午後4時01分休憩

午後4時12分再開

○小林やすお委員長 それでは、委員会を再開いたします。（発言する者多数あり）

誰。（発言する者多数あり）先ほどの質疑の続きを、続けますので、質問のある方は、どうぞ。

○小枝委員 木村委員のほうからるる質問があり、全く答弁がされていない、疑惑が晴れていないという状況ではありますが、私のほうにも寄せられているさまざまな疑問について、質疑をさせていただきたいと思います。一部触れられている部分もあるとは思いますが、明快な答弁をお願いしたいというふうに思います。

まず、こういった一番区民が不思議に思うのは、許認可権を持つ者が、利害関係企業と契約してはならないというのは、これは、区民から見たら当たり前のことではないかと。それが、先ほど来、今、区長、5期で、5軒目——大京を入れたらですけれども、マンションということが区民の中でも言われていて、区の、区長の考え方の中に、この許認可権を持つ者が利害関係企業と取引してはならないだろうという、そういう認識は、ないんでしょうか。

また、千代田区には政治倫理条例がないという、確かに盲点はあるわけですが、政治倫理条例がないからといって、規範として、やってはならない。そういう意識は毛頭持っていないんでしょうか。

○石川区長 小枝委員の質問にお答えいたします。

許認可と、それから利害関係というご質問ですが、通常その意味するところは、例えば、区の発注の関係だとか、そういうことが絡んでいるわけですし、個人のさまざまな、物質的なものを買うことは、この問題とは全然違います。

○小枝委員 そこが、認識として極めて問題があると。その、まちづくりの権限というのは、極めて重大な、区長が持つ、地方分権の中で、本当は地方分権で区民が権限を得たわけですが、それが首長が得てしまったことによって、かえって劣化しているというのが、国の評価であります。

この総合設計制度や再開発促進区の中で、どう、行政、区長をトップとする現場の職員が対応するかということは、まちづくり関係事業者にとっては、大きな、協力的に、事業者のほうに協力的に動いてくれるのか、風害や日照やもしくは騒音その他で、困った困ったというふうな区民の側に立って行政が動いてくれるかによっては、日程感も全く変わってきますし、まあ、業者の側からすれば、スムーズ感が変わってくるわけですね。で、この総合設計案件というのはそういう面を含んでいるという認識はございませんか。

○石川区長 この制度については、担当部門からお答えさせていただきたいと思います。

○小林やすお委員長 はい。

指導課長。

○齊藤建築指導課長 総合設計についてのご質問だと思いますので、建築指導課長からお答えします。

総合設計の許認可に関して、そのスムーズ感とか、何か反対があるとかということでございますけれども、そもそも総合設計許可という中には、いわゆる総合設計は、建築基準法の59条の2に定める、斜線制限と容積率の緩和ということでございます。で、区では、そちらのほうについては、総合設計の許可要綱というものを定めておりまして、実際に詳しく容積率の緩和に対する基準、例えば緑化とか、公開空地の量とか、そういうものとか、例えば住宅の付置の——あ、付置というか、その上につくる住宅の内容とか、そういうも



のをさまざま勘案して、そちらのほうの中の規定にのっとって、許可をおろしているという許可案件でございます。

○小林やすお委員長 小枝委員。

○小枝委員 59条の2によって、基準を満たすか満たさないかというのは、当然、そういうことになっているわけですがけれども、私、今回の三番町の、区案件ですよ、区の総合設計許可の話で、こういうことになって、つい、一、二カ月前に、区議会には、都案件ですがけれども、この総合設計制度に関する三番町の方からの不安の陳情というのが出て、まさにその中で、この日誌どおりの総合設計が、非常に違和感があると。わずか、この、何ですか、8メートル道路から11と書いてあったかな。その細い道に、こんな60メートルのビルが建つということに非常に違和感があって、その一つ一つが、結果的に、もう当たり前のようになってしまっていると。

で、そういう苦情の、非常に地域住民がまちを守ろうとする努力の過程の中で、結局総合設計制度で、これは住民の声ですけど、誰が得をするのかといたら、3者だと言っているんですよ。その3者って誰かと言ったら、事業主。まあ、こちらの場合は三菱地所レジデンスだったけど、二七通りの場合は三井不動産だと。で、事業主が1、で、千代田区は税収がふえていいでしょうと。で、三つ目が、そこの高いところに住んで景観を独占する人だと。（発言する者多数あり）

じゃあ、誰が損をするのかと言ったら、地元住民だと。つまり、原——まあ、原住民とか地元住民は、結局、幼稚園はいっぱいになる、保育園もどんどん建つ。敷地をどんどん、空気を壊していく。そして、ビル風や、さまざまな、何というか、平穏な生活、暮らし、景観や、なれ親しんだ環境が壊されていると。

つまり、どういうことかということ、まちを守ろうとして頑張っている住民と、どうしても高い建物を、まあ、一戸当たり、今回で言うと1億2,000万なんですか。そうやって10戸だったら20億。そういうふうなものが建てられる事業者とは、そこにおいては利益相反なんですよ。まず、そういう認識があったかということ、区長に答えていただいて、この計画、三番町計画については、区民説明会とかそういう事務的なところで、まあ、これ、詳細調査があるとすれば、そちらでやってもいいんですけども、どういう手順・手続を経て、区民からのいろいろな、小学校の保存建物の隣にこんな高層なものは困るわというような苦情や相談や、ちょっと待ってくれとか、そういうふうな、このプロセスの中では一切なかったんでしょかね。総合設計制度は必ず説明会をやりますし、さまざまな意見をとると思うんですけども、そういうときにどう寄り添ったのか。どっちに寄り添ったのか。事業者に寄り添ったのか、区民に寄り添ったのかというのは、聞いておきたい。まず認識としては区長の認識を聞きたいのと、事務的には担当の認識を聞きたいと思います。担当は事実のほうで結構です。

○石川区長 何事も、建築行為については、近隣を含めたご理解をいただくということが、何も総合設計制度だけではなくて、一般的に言えるだろうと思います。

したがって、今回のあの建物について、地域とどういう形の合意形成があったというのは、私がやっていることじゃないですから、わかりませんが、それなりに所管のほうで説明をさせていただきたいと思います。

○齊藤建築指導課長 建築指導課としましては、総合設計、先ほども申しましたように、

敷地規模とか公開空地や緑地、また地域の災害防止のための要件、また適正な容積や高さの配慮、また、それに加えて、周囲との、当然、事前協議とか紛争予防条例にもきちんと、誠心誠意対応するようにということで、そういうようなことを基本的な要件として、こちらのほうを進めております。

○山下環境まちづくり総務課長 こちらの案件でございますけれども、早期周知条例に基づく説明会のほうを1回、それから中高層の建築物の紛争予防調整に関する条例に基づく個別説明というのを3回、実施してございます。で、区のほうで、この案件について、あっせんとか調停とかは行ってございません。

ただ、住民のほうから、事業者のほうに幾つかの要望がございまして、例えば、自転車置き場の騒音のことですとかごみ置き場のおいのこと、それから工事中の安全対策に関すること等、要望いただきまして、そちらのほうは事業者のほうで全ての要望を受け入れたという状況でございます。

○小枝委員 苦情や心配が当然あったわけですよ、そういうふうに。住民からの苦情や心配があったと。で、それが、区民にとっては、議会まで陳情を持ってくるというのは、本当に大変なことなわけですけども、これに関しては、その声としては、見える化はしなかった。ただ、その陳情を持ってきた都案件については、委員会でのやりとりで、まちづくり担当部長のほうから、この都案件だから限界はある中でも、こういう答弁をいただいているんですね。近隣に対しても丁寧な対応をとっていただきたいということ、区のほうからしっかりと伝えていくということなんですよ。それは東京都案件で限界がある中で、事業者のほうに地域の方々に寄り添ってくれということ、行政のほうからしっかりと求めていくということを行っているんですね。

だから、そこからすると、最初に区長のほうから答弁があった、あるいは担当のほうから答弁があった。総合設計制度というのは、広場があって、緑があれば、もうそれでいいんだというものではなくて、まさに59条の2に書いてあるように、総合的な配慮がなされ、環境の整備・改善につながるということ、この目的と照らしてどうかということ、行政がしっかりと確認し、住民と対話し、住民に寄り添いながら調整した結果、よろしければ10メートルを認めるという立法趣旨のものなんですよ。だからこそ、許認可権限を持つところの協力者、事業者に寄り添うのか、区民に、地域に寄り添うのかによっては、建て方が変わってくる。ということであるということなんですけれども、いかがですか。

○大森まちづくり担当部長 今、私の答弁のお話がありましたので。

ご指摘の三番町の、今回のとは別に、三菱地所レジデンスさんが計画されている中で、企画総務委員会に陳情というような形で上がっていた物件だと思います。さまざま、こう、委員会の中でやりとりをした中で、この陳情に対して、区としても事業者のほうに、丁寧に対応してくださいということをお伝えするということを申し上げたのは、事実でございます。

それと、10メートルを、細かいことで恐縮ですが、10メートルを認可したわけではなくて、総合設計制度で緩和する、許可するというのは、基本的には容積率を緩和いたします。で、高さについては、各部分の高さということで、これは斜線制限です。ただ、ご案内のとおり、天空率が導入している中で、高さの斜線の緩和ということはおしておりません。これは、もうスタンダードに、建築基準法なんかでスタンダードで、その天空率を活

用されています。ということで、容積の緩和を、この三井さんのは90%の容積緩和を受けているというものでございます。

で、この総合設計の適用を受けた者は、地区計画で60メートルまでと、60メートルとするということで、何か緩和をしていると、高さの緩和をしているということではございません。

○小枝委員 10メートルの緩和はしているでしょ。だって、50メートルの地域なんだから、それを、総合設計を使わなかったら60にならないんだから。（発言する者あり）

○小林やすお委員長 緩和という言葉が違う。適切じゃないということなんでしょ。

○小枝委員 事務的だということですか。全く事務的にやるということですか。

先ほど59条の2のことを言いましたけれども、59条の2というのは、総合設計制度の法の趣旨として、総合的な配慮がなされ、環境の整備改善につながるということふうになっているわけですよ。だから、機械的に何でも総合設計を使っていいよというわけじゃない。広場があればいいとか、緑があればいいことじゃないんです。

○大森まちづくり担当部長 はい。おっしゃるとおりで、そういったものを総合的に判断しながら、建築審査会の同意を得て、許可していきます。で、繰り返しですが、容積の緩和を許可いたしました。それで、それは総合設計としての許可です。

一方、小枝委員がおっしゃっている、10メートルを許可したとか緩和したという話ではなくて、地区計画に書いてございますが、一般の建築物は、最高限度50メートルとする。建築基準法59条の2の適用を受けるものは、高さの最高限度を60メートルとするということで、この地区計画の中で、その10メートルを許可するとか緩和するという取り扱いではございません。

○小枝委員 言葉のすりかえだと思いますけれども、じゃあ、90%の許可とえばいいんですね。（発言する者あり）容積率90%の緩和の許可というふうに。それは非常に行政的な言い方ですけども。事業者が欲しいのは、高さであり床ですから。その床と高さが入れば、まあ加算されれば、それは、その分だけ利益率に、即、販売価格になるわけです。

で、ここのところは、非常に人気があって、抽せんだったんですね。そこのところは、あれっ、木村委員のほう質問するかなと思ったけど、抽せんになったんですね。（発言する者あり）なったということは、それは、ちゃんとした調査をしないと出てこない。抽せんになったということは、非常に人気が高い。それで、何で人気が高いか。まず、抽せんになったか否かの事実、これだけ土日を超しているんですから、調査していますよね。

○小林やすお委員長 そんなの。（発言する者あり）ええっ。

○大森まちづくり担当部長 委員長、まちづくり担当部長。

○小枝委員 どう。どうなの。まあ、きちんと教えてください。

○小林やすお委員長 担当部長。

○小枝委員 わかんない、わかんない。

○大森まちづくり担当部長 すみません。ちょっと私のほうでは、抽せんかどうかというのはわかりません。その建物が、この敷地の形状で、こういった建物が計画されるかどうかというのを判断して、許認可をいたします。

○小枝委員 じゃあ、大森さんじゃない。

関連。

○小林やすお委員長 はい。小枝委員。

○小枝委員 区民から見ると、なぜこの人気があるかという、買うと、株じゃ——優良株じゃないけど、絶対価格が上がる。だから、仮に1億で買えば——私は幾ら上がるのかわからない、今、多分調べて——もしかしたら木村委員はもう調べているのかもしれませんが。必ず上がるんですよ。（発言する者あり）えっ。（発言する者あり）

○小林やすお委員長 時間の関係もあるんで、質問に集中してください。

○小枝委員 はい。必ず上がる。ということは、抽せんに入るか入らないかということは、投資家にとってであれ、買いたい人にとっては、やっぱり公平公正であってほしいところなんです。それは答弁者や区長しかいなくなっちゃうんだけど。そういう、まあ、全部言っちゃうと、そこのところは、結局区長がやっている政策と、全部リンクしてくるんだけど、待機児ゼロですとあって、どうぞ子どもたち、みんないらっしゃいと、ファミリーいらっしゃいとあって、何十億も何百億も投じて、どンドン子どもいらっしゃいとやって、それでファミリーのが、困っている人はみんな買いたいと言ってきて、分譲価格が上がって、さっきのウィン・ウィン・ウィン、3者ウィンの事業者のウィンというのは、区長のそのやり方というのは、本当に不動産事業者にとっては、価格の値上がりにもなり、それだけでもちょっと許せないと思っていたのに、区長とその家族がそれを買って値上がりしているというのは、やっぱり許せないことなんです。

区民は、この景観の悪化や地域の環境悪化を非常に苦慮して闘っているわけですから、寄り添うべくはそっちなのに、値上がり物件を買っている。ましてや飯田橋まで。ということが、まあ、これはまた詳細な調査でやっていただきたいと思いますが、そこのところは、やっぱり区民感情としては、もう絶対許せないということをおっしゃるので、私のほうからは、その総合設計制度というのは、丁寧にやるか、やらないかによっては、住民にとっては全くその苦しみのレベルが違って来る。逆に言うと、事業者にとってはスムーズにいくかいかないかというところで違って来る。

で、ここの近くの三番町の同じ総合設計、都案件のマンションは、東京都のチェックを受けて、とまっているということなんです。だから、そのくらい、総合設計って、やっぱり人口密度を高めるし、規制緩和ということによって、地域が、学校が足りなくなったりとか、いろんなことが起きているので、東京都案件では、近隣でとまっていると。何であそこは、あんなすぐ建っちゃったんだろうというのは、やっぱり三番町住民の疑問でもあったということなので、その点は、ここのところは指摘させていただいて、きょうのところは、そういうところで質問。はい。（発言する者あり）

○木村委員 じゃあ、関連で。

○小林やすお委員長 はい。木村委員。（発言する者あり）関連って。どっちなの。（発言する者あり）大串さん。

○大串委員 10メートルの件が出たので、ちょっと……

○小林やすお委員長 はい。大串委員。

○大串委員 すみません。先ほどの小枝委員の質問で10メートルというのがありました。で、それに対する答弁が部長のほうからあったんですけれども。

ちょっとわからないから聞くんですけど、金曜日のNHKのニュースでは、10メートルをさも緩和してあげたから、事業協力者枠を区長が買ったかのような放送がなされました。だけど、今の説明を聞くと、総合設計制度というきちんとした制度の中で緩和したからできたんだということですから、特別、区長が何らかの配慮をしたとか、何かがあったということじゃないという答弁があったんですか。もう一度答えてください。

○大森まちづくり担当部長 私もニュースは見ました。で、あそこだけ見ると、もう、本当にこう、何かいかにもそういう誤解が与えられるような感じだったと思います。

繰り返しになりますが、制度の中で、総合設計で許可しているのは容積率で、容積率を、先ほど言ったとおり、90%緩和いたしました。あとは、空地だとかを含めて、総合的に配慮されている計画であるというのをもってして、要は地区計画で、一般の建物は50メートル、59条の2を適用したものは60メートルとするということで、この中で10メートルを区長が緩和したとかということではないということでございます。（発言する者多数あり）

○大串委員 そうすると、そういった何か区長が配慮したということではない。その制度の中で、できているんだということですから。そうすると、（発言する者多数あり）事業協力者枠のマンションを購入したというのが、（発言する者あり）そういったのがない中で、三井不動産さんが、そういうのを提供したというのは、これは、あくまでも、三井不動産の営業上の、どこに販売すれば、今後のことを考えたときに有効なのかということを考えて、この事業協力者枠を提供したんじゃないか。（発言する者多数あり）で、それは……

○小林やすお委員長 それは、（発言する者多数あり）それは……

○大串委員 いやいや、だから、今聞きたいんですよ。今、区長にそれを聞きたいんですよ。どう思っているか。（発言する者あり）これは大事なことから。（「認識、認識」と呼ぶ者あり）ね。

それで、僕も思いますよ。区長はちょっとマンションを買い過ぎだと思う。（発言する者多数あり）それは、買い過ぎだと思うけど、今回のこのNHKの放送がそういう放送の内容だったから、改めてこの点は答弁していただきたいと思います。

○石川区長 総合設計に関します答弁は部長の答弁のとおりでありまして、私が何らかの形で配慮するような中身ではありません。

それから、何回か答弁を申し上げていますが、どのような販売方法をするかというのはまさに事業者の考え方だろうと思っておりますんで、特段、総合設計で、具体的にインセンティブを上げたということではないと、これだけは明快にしておきたいと思います。

○小林やすお委員長 木村委員。

○木村委員 この配慮される関係であることが問題になっているわけですよ。それで、小枝委員が総合設計についてのことで、（発言する者あり）容積率が緩和されると。（発言する者あり）それで、部長が言われたけれども、（発言する者あり）建築審査会の合意が必要なわけですよ、同意が必要なわけです。（発言する者あり）

それで、この物件を建築審査会で議論したときの議事録の要旨を、残念ながら全部は保存されていないんで、ちょっと要旨しかなかったんで、要旨をきのう遅くまでかかってつくったんで、使わせていただきます。（発言する者あり）

で、この議事録の簡単な要旨だけでも、そこで注目したやりとりが1カ所ありました。一つが、この建築審査会の委員さんが、「延べ床が1万平米を切っているのは、何か特段意味があるんですか？」というふうに委員さんが聞いて、それで、区の担当者が、「1万平米を超えると、区の総合設計制度を使えなくなる。都の総合設計制度を利用すると、制度要件が厳しくなるため」と聞いていますと。要するに、こういう形で、都の制度ではなく区の制度を使ったわけですよ。

それで、ちょっと具体的に担当者にお伺いしたいんですけども、総合設計制度を使うときに、公開空地をつくる、と。で、公開空地の中身の一つに、歩道状空地というのがあります。歩道状空地。このときの東京都の総合設計制度の要綱では、歩道状空地って何メートルになっていますか。

○齊藤建築指導課長 その当時の東京都の歩道状空地の要求幅員というのは、3メートルでございます。

○木村委員 その当時の区の要綱の幅員は、何メートルになっていますか。

○齊藤建築指導課長 その当時の区の幅員については、要件としては2メートルになっております。

○木村委員 私、おやっ、と思ったのは、この建築審査会は、平成27年、2015年2月18日でした。で、2月18日にこの建築審査会の議論がなされて、7カ月後ですか、平成27年9月に千代田区の総合設計制度要綱が改正されています。だから、これが、これで同意されてから約半年後ですか。そのときに総合設計制度要綱が改正されたんだけど、改正した背景というのは何でしょうか。

○齊藤建築指導課長 改正した主な背景としましては、平成26年12月に、マンション建替法等の円滑化に関する法律の、マンション建てかえに関する規定の適用にございまして、いわゆる、すなわちマンションを建てかえるときの、（発言する者あり）マンション建替法を利用する場合には、国のほうから、容積率について、総合設計と同様に緩和するようにということで、それに伴って、各自治体も、容積率の緩和、マンション建替法に基づく建てかえをする場合の容積率の緩和を行うという改正を行っております。

○木村委員 あと、もう一つ。東京都の総合設計制度に並んでいくという、そういう考え方というのはありませんでしたか。

○齊藤建築指導課長 今ご質問いただいたんですけれども、マンション建替法に基づいて、総合設計要綱を見直す際に、区の要綱についても、さまざまな諸般の、その時代の背景、平成27年の時代の背景に伴いまして、内容についても、改めて見直しをしたということでございます。

○木村委員 その見直しによって、先ほどお示した、この歩道状空地の区の総合設計制度の要綱は、何メートルになりましたか。

○齊藤建築指導課長 歩道状空地については、2メートルから、東京都に合わせて3メートルということで、変更させていただいております。

○木村委員 つまり、この歩道状空地が、何メートルにするかによって、計画建物に影響を与えるわけですよ、もちろん。どの敷地境界からどれだけ下がるかということでもありますので。

で、この歩道状空地を、千代田区の要綱2メートルから3メートルに、いわゆる見直し

ている最中ですね。この期間とこのマンションの総合設計制度の申請時期というのは重なるんじゃないでしょうか。重なる部分がありませんか。

○齊藤建築指導課長 今のご質問ですけれども、確かに、総合設計制度の許可、今回の案件についての許可の時期と見直しの時期というのは、非常に近い時期ではございます。

ただしながら、今回の見直しというの、基本的に、見直しの背景としましては、やはり千代田区というのは、当初、総合設計をつくったときには、非常に人口が少なかった時期につくっております、いわゆる人口回復のために必要な住宅をできる限りつくって、いこうという形の総合設計でございました。ただ、今回、昨今見直しがかかっているときに、その内容を、なぜこれを変えたのかということにもつながってきますけれども、実際には人口がある程度回復してきて、区の人口も5万人を突破したという時期に重なっております。

また、あわせて、その見直しの中で、そもそも住宅という——人口がふえてきた中で、いわゆる住宅量をふやしていこうというよりは、いわゆる公開空地等を有効な市街地環境の改善ということで、そちらのほうを基本とする構成に改めようという考え方がございました。その中で、やはり公開空地による市街地環境の改善を誘導するということは、逆に言うと、それまで2メートルだったものを3メートルに広げることによって、有効な敷地環境を設けていこうという動きでしたが、実際にこれを行うに際しては、なぜ10月になったか、9月30日の変更ということでございますが、実際に、その上位計画とか、ご案内どおり、住宅基本計画というのの中に、総合設計制度の内容が載っております、それまでの第2次住宅基本計画に比べまして、第3次ではそういう見直しをかけていったということなんです。

で、ちょうど住宅基本計画、議会でもさまざま議論されておりましたけれども、議論が終わって、第3次の改定が行われたのがちょうど同時期で、ちょうど10月なんですけれども、ほぼほぼ内容が固まった時点で、私どもの総合設計制度の改定も行ったということではございます。

○木村委員 ちなみに、この総合設計制度の改定後に、千代田区への総合設計制度の許可申請は、実績ありますか。

○齊藤建築指導課長 はい。これについては、実際には、事業者がどう判断して、その事業用地がそれに当てはまるかということもございますけれども、実際には0件でございます。

○木村委員 つまり、この総合設計制度が東京都と同じように、歩道状空地を2メートルから3メートルに拡充したことで、実績なくなっているんですよ。なぜ2メートルから3メートルにしたのかというのは、その背景として、一つはマン建法。要するに建てかえる。耐震化であるとか、これまでのマンションのいわゆる老朽化対策とか、そういった意味で、建てかえについては、容積率を緩和する。しかし、新築マンションについては、人口もふえているので、住宅の量というよりも、住宅の質、環境を重視しようということで、総合設計制度が改定された。ちょうどその改定の時期と、この三井不動産の総合設計制度、許可審査がダブっているわけですよ。

そうしますと、三井不動産が言っているように、3メートルだと、いろいろ大変だと。東京都の要件がそうですから。東京都の総合設計制度は制度要件が厳しい、と。だから、

千代田区のをつくりたい。これは、千代田区は2メートルですから。ところが、見直し時期が同じだということ、本来、その2メートルから3メートルに変更する際の時期について、何らかの三井不動産への配慮があった。要するに、駆け込み的に2メートルでやっているわけですよ。2メートルの時期に、総合設計制度が許可された最後の物件ですから。そういうものを考えると、やはりそういう中での事業協力者住戸でありますから、区民の皆さんが何か怪しいと思うのは、当然じゃありませんか。

○大森まちづくり担当部長 まず、そのフリップに書かれている件でございますが、基本的には、その敷地規模を勘案して手法を選択するというのは、これ、当然でございます。その、やはり、都の要綱なり都案件というのは何万平米もなりますんで、それなりの敷地で――あ、先ほど三番町の三菱にもありましたけども、やっぱり、一定程度、こう、敷地が大きくないと、ちょっとなかなか使いづらいという点があります。で、ここの案件のその敷地の状態の中から、区の要綱を選択――区の手法を選択したというものだと思っております。

その時期の問題なんですけれども、9月30日に区の総合設計制度を変えました。木村委員がおっしゃっているのは、その4月13日に総合設計の許可がおりたと。これは近いんじゃないかということだと思んですけども。区の総合設計の改定は、国のマン建法の技術的助言も受けながら、実際にはやはり東京都に合わせていこうということで、東京都の改正したのが4月1日です。東京都の総合設計要綱が改正されたのが4月1日です。

で、なおかつ、ご案内のとおり、いきなり、いきなり許可するもんじゃなくて、その総合設計の申請を受けたのが2月4日。さらに、この計画の早期周知条例。早期周知条例として、この計画を地域に説明しているのが、26年の、前年の10月です。したがって、何かこの、区のほうで、この計画に配慮して要綱改正をおくらせたんじゃないかみたいなことは、一切ございません。

○木村委員 東京都の総合設計制度、3メートルにしたのが平成22年ですから、前から厳しいわけですよ。で、この26年のマン建法による、マン建法の見直しでしょ。時期が4月というのは。私が聞いたのは違うから。マン建法の改正じゃなくて、その時期に東京都の要綱に沿って見直し。で、実は、例えば渋谷区だったかな、平成26年中に改定していますよ、総合設計制度。

○大森まちづくり担当部長 ええ。おっしゃるとおりなんですけど、要は、その、前の要綱というのは、結局、たしかその平成12年か13年もそうなんです。千代田区内に1戸も住宅が供給されない年があるとかですね。要は、人口回復が区の最重要政策だったわけです。その中で、住宅の量をふやすという要綱だったわけです。ただ、今回のマン建法とあわせて、外から人を呼び込んで、ああ、住戸をいっぱいつくって、外から人を呼び込むというよりも、今いるマンションの建てかえだとか、今いる人たちの建てかえに、市街地環境を含めて、歩道状空気を広げたりして、今いる人たちの建てかえと今いる人たちの環境をよくするように変えようという形で、まあ、足りている足りていないはあれですけども、そういう改正の趣旨で、ここで変えさせていただきました。

○木村委員 ですから、それはよくわかる。非常に大事な視点だと思いますよ、その改正は。その改正が半年早かったら、これ、できなかったんですよ、三井不動産。3メートルになっちゃうんだから。だから、その辺の見直しの時期が、（発言する者あり）非常に不



透明だということをおきたいんです。

○大森まちづくり担当部長 ちょっと繰り返しになりますが、その総合設計許可——区のですね。区の旧要綱で許可した4月13日の前年の、26年の10月に早期をやって、計画というのは、もっと前から当然練っていますし、協議を受けたりしています。さらに、例えば、ここでもし変えようとしていても、当然、不足があって、これは東京都もそうです。不足があって、今、申請を受けているものとか、今、計画中のものは、旧法で、旧要綱で対応します。そうしないと、やはり混乱します。決して、木村委員が言っているような、何かこれを、この案件を特別にしているということは、繰り返しですが一切ございません。

○小林やすお委員長 はい。

○木村委員 普通に聞けば、そうなのかもしれないけど。

○小林やすお委員長 この件については、そろそろ時間を見計らって質問を整理していただきたいんですが。この後の関係もありまして。

小枝委員。

○小枝委員 区民に対して、対区民に対して、ここは、何というか、行政用語的なやりとりになるわけですけども。結局先ほどの、大串委員も言われたんですけども、いや、10メートルじゃないんです、90%ですと言われると、じゃあ90%って、何メートルなのということになるわけですけども。区民、対区民に対して、これって、今、もう、現在、既に千代田区の信頼性というのは、すごく、もう地に落ちている。信頼が回復できないほどに落ちている。というふうに、ネットの中で見ても、私は思っているんですけども。

いや、こういう行政用語で、10メートルだ、いや90%だという、そういう、どちらにしたって、許可権限を持っている区長が、そこから優先枠で買ったと。で、その買ったことを、子どもから相談されて知っている。でも、自分がそのお金を出したのだから何だかは、1年半だというけれども、買うことについては知っているわけですよ。知っているわけですよ。そういうふうなことがどうなんだということを、区民にわかる言葉で、ちょっとしゃべってもらいたいんですよ。そのことが、どう——区民の皆さんの信頼回復できるような言葉で、しゃべってもらいたいんですよ。

○小林やすお委員長 ちょっと、質問の趣旨は、言われていることはわかるし、今後質問も続けていかなければいけないと、この問題についてはいけないと思ってはいるんですけど、この後、まだ一般の質問の——あ、予算の質問事項が、かなりの数、控えております。それと、それに伴った、ちょっと討論であるとか、いろんな日程も入っておりますもんで……

○小枝委員 うん。委員長。

○小林やすお委員長 ある程度の時間を、本当は切っただけいけないんでしょうけど切らせていただいて、次のところで、皆さんの意見を集約した、ちょっと意見も言いな——ちょっと、（発言する者あり）して、次の段階、次の日程に進めていきたいと思っておりますが。

○小枝委員 関連。

○長谷川委員 関連で。

○小林やすお委員長 いえ、どちらなんですか。手を挙げたのは小枝さんだったんですけど。

○小枝委員 あ、いやいや、どうぞ。

○長谷川委員 いいですか。すみません。

○小林やすお委員長 私の言われたことは、理解していただきましたか。（発言する者あり）はい。

長谷川委員。

○長谷川委員 小枝さんもおっしゃっていたとおり、区民への説明のところを丁寧にしていただけたらと思うんですが。NHKのニュースで出ましたから、やっぱり、そこで、ニュースで、そういうことを知った方々に対して説明するには、ホームページであつたりとかということにはならないので、どこかできちんと、公に説明できるような場所を、区民に対しての説明を考えていらっしゃるでしょうか。

○石川区長 今回の報道に関しまして、必ずしも事実と違う部分が報道されたというふうに私は思っておりますんで、（発言する者多数あり）きちっと、きちっと、我々のほうは、区民にわかりやすく、この問題について説明することを考えております。（発言する者あり）

○長谷川委員 すみません。

○小林やすお委員長 長谷川委員。

○長谷川委員 もしそうであれば、何らかの記者会見みたいなのをお考えですか。

○石川区長 ぶら下がり、もう会見も終わっております。しかし、この問題はなかなかわかりにくいから、きちっとわかるように、何らかの形でアナウンスをするということを考えていただきたい……

○長谷川委員 何らかのが。はい。（発言する者多数あり）

○小林やすお委員長 今までの中で皆さんからご意見をもらって、まあ、ちょっと、このまんま、一体は、幾ら言ってもなかなか希望の答えは出てこない。きょうの場面ではね。かなと思っはいます。

で、それに当たりまして、皆さんとの、区長との議論を聞いておまして、この件につきましては、この委員会の中でこれ以上続けても平行線かなという部分がありまして、この予算特別委員会の委員長として予算を審議するということが第一目的であり、まあ、もちろん、このことは——この問題もかなり重要な問題ではありますが、皆さんの意見を聞いていますと、この件につきましては、百条の、先ほどどなたからかも出しましたが、百条の調査権による調査が不可欠だと考えております。このことについて議長に申し入れ、また新たな場をつくっていただくような形をしたいと思いますけれども、それで、きょうのところは通常の予算の質疑に戻していただきたいんですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林やすお委員長 よろしいですか。すみません。

そういうことで、このことについて議長に申し入れることにいたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、皆さんから出ておりました質問項目に戻りたいと思います。まず最初に、質問を受けます。

○桜井委員 全然違う項目です。（仮称）二番町の高齢者施設の開設支援について、質問したいと思います。

○小林やすお委員長 ちょっと待ってください。

はい。どうぞ。

○桜井委員 はい。それでは、質問させていただきます。

当該施設につきましては、国から土地を借り受けた時点から、この整備については、私も何度となく質問をしてまいりました。多くの区民の方、また同僚議員の皆さんの中にも、大変関心のある施設の開設だというふうに思っております。

現在、平成28年度に、区が整備、運営事業者として選定した社会福祉法人が、二番町の国有地を、国と定期借地権を締結して、令和3年4月の開設に向けて、特別養護老人ホーム、また認知症の高齢者のグループホーム、ショートステイについての整備を進めているところであります。予算についても今回明らかにしていただいて、10億6,162万円余のものが計上されているわけであります。という中で、幾つか質問させていただきます。

まず初めに、現在の区内のこの特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホームの入所希望者の申込状況、待機状況とかですね。これは本会議の質問の中にも議員の中からたびたび出てくることでございますけども、まずはそのところを明らかにしていただけますでしょうか。

○土谷高齢介護課長 ただいまのご質問、区内の、今三つの特別養護老人ホームがございます。いずれかに入所希望の申し込みをされている方、2月時点で130名になります。また、認知症高齢者グループホームの待機者については、施設ごとの申し込みになります。手元でございますのは、7月の時点で25名程度と把握してございます。

○桜井委員 はい。わかりました。今130名ということでございます。グループホームとしては25名ということなんですけど、どうなんでしょう、この130名の内訳も本会議の中で質問されている方がいらっしゃいましたけども、改めてちょっと教えてください。

○土谷高齢介護課長 特別養護老人ホーム130名の方の、要介護度の内訳というご質問。まず、要介護5の方35名、要介護4の方36名、要介護2の方19名、要介護1の方8名の計130名になります。

○桜井委員 はい、ありがとうございます。たしか、ここの二番町の定員は、特別養護老人ホームで108名、認知症グループホームで、2ピースで18名というふうにお伺いをしてございますけども、そうすると、この二番町の高齢者施設が開設した後の、特別養護老人ホームや認知症グループホームの入所者について、待機者については、大分改善されるというふうに思いますけども、区としての、どのように理解されているのか、教えていただけますか。

○土谷高齢介護課長 二番町の定員、今ご質問のとおり、特別養護老人ホーム108名、認知症高齢者グループホーム18名でございます。特別養護老人ホームの状況につきましては、招集挨拶で区長が述べましたとおり、要介護4以上の大半の方が、二番町を含めた区内の特別養護老人ホームに入所できる見込み。で、待機状況については大きく改善するものと考えてございます。

また、認知症高齢者のグループホームにつきましては、施設ごとのお申し込みになってございますけれども、お待ちになっている方の多くが入所できるのではないかと推測しております。

○桜井委員 大変うれしい話でね。長年、高齢化が進むこの千代田区にとって、今まで待機されて順番を待たれていた方が、このところで大きく改善されるというような見通しが立てられたということは、大変、ご年配の方たちにとっても、大変喜ばしい話だと思います。

そうしたときに、一定の解決が見込めることがこれでわかったわけですが、今後の区の課題というものが、これによって、今後どのようなことになっていくのでしょうか。ある程度そこに入れたということの後に、どのようなことを区として考えているのか、お知らせいただけますか。

○土谷高齢介護課長 千代田区の高齢者の人口も、これからもふえていくことを想定してございます。また、高齢者の方の人口がふえることで、65歳以上の高齢者の中でも、高齢化がさらに進むのではないかと今考えておりまして、そうなりますと、認知症の高齢者の方、また、慢性疾患などによる医療ニーズへの対応が、区としての課題ではないかと考えております。

○桜井委員 今、最後のところに、執行機関のほうからご報告がありましたけども、認知症の高齢者の方がふえてくる。慢性疾患などの医療ニーズが今後の大きな課題になってくるだろうということをお話いただきました。非常に、このところについては、かねてから実は言われているところで、どのようにこれからなっていくのかなということで、大変注意深く、実は私も思っているところでございます。

で、そういうような課題が千代田区としてあるということですけども、この二番町の仮称の特養ホームが開設することによって、その医療ニーズだとか認知症のことだとか、そこら辺のところはどの程度解決できるのか。そのように、どのように区として思っているのか期待しているのかということをお示しいただけますでしょうか。

○土谷高齢介護課長 今のご質問の高齢者の高齢化が進んだ際ということですけども、この（仮称）二番町の高齢者施設を整備・運営いたします社会福祉法人平成会、こちらの法人は、老人保健施設を運営しております医療法人と同じ、大きなグループの中の法人でございます。したがって、区としましては、医療対応が必要な方の受け入れにつきましても、柔軟な対応が期待できるのではないかと期待しております。

○桜井委員 ぜひ、そういう方向で頑張ってくださいと思いますけども。

区の今回のこの予算の前のページにも、介護施設運営助成というようなところで、予算組みが大きくされていらっしゃいますけども、この医療ニーズの対応というのは、運営基準以上の人員配置が必要。非常に我々では理解できないような、さまざまな、何というんだろうな、人員配置なり、さまざまなことが必要になってくる。いろんな努力が必要になってくるということだと思います。

その中では、やはり区として、この千代田区がこれから、さらに進めていかななくてはいけないという、この部分については、区としても積極的に、この二番町だけじゃなくて、援助していくということが必要だと私は思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○土谷高齢介護課長 現在でも、三つございます特別養護老人ホームでも、医療についても対応できる範囲で対応していただいております。そのために必要な看護師等の増配置について、千代田区として助成制度を行っているところです。この（仮称）二番町高齢者施

設の特別養護老人ホームにつきましても、同様の支援をしていきたいと考えております。  
○桜井委員 最後に、この二番町の特養ホームについては108名の定員、そして、グループホームについては、18名のグループホームの定員ということでお示しいただいております。で、これから千代田区が、この二番町でこういう形で整備をするわけですが、より利用者の方が千代田区のこういう施設に入ってよかったとだけ思っている、やはり千代田区がまず音頭を取っていくということが必要だと思うんですね。

で、事業者の中には、今回の平成会さんや新生寿会さん、多摩同協会さん、栄和会さん等々、各事業者があるわけですが、それぞれ各事業者さんの中には、いろいろな特徴、得意なところもあれば、いろいろな特徴があるわけですが、やはり千代田区として、業者さん任せじゃなくて千代田区として、やはりさすがに千代田区の特養なりグループホームなりにお世話になって本当によかったわと思っていただけるためには、千代田区がやはりしっかりとした考え方、この特養ホームなりグループホームなり、お年寄りの方たちに、入られる方たちに喜んでいただけるような、そういう対応をとっていかなければいけないと思っております。

最後に、区として、そういう施設に対しての今後の運営、今回この令和3年4月に二番町にオープンするわけですが、これを契機に、全体のその運営をどのように区として考えているのか、お示しいただきたいと思っております。

○歌川保健福祉部長 るる高齢者施設の整備についてご質問いただきました。課長がお答えしたとおり、高齢者施設の基盤の整備については、私ども非常に重視しております。また、同時に、高齢者施設単独で何かをするというだけではなくて、今ご質問にあったとおり、千代田区としての考え方を、それぞれの法人の理念とあわせて理解していただくということは、非常に大切であると考えております。

介護保険が始まったときから、千代田区は、在宅の介護を中心に、それでもやはり在宅を希望されるという高齢者の方と、介護をする方たちのご負担ということも考えて、在宅の介護の充実とともに、最後は、どうにもならなくなってからということではないんですけども、施設を希望する方とのバランスもとっていくという考え方のもと、とにかく、できる限り、住みなれたところで最後まで暮らしていけるような施策を進めるという姿勢を、一貫してとってございます。千代田区の、この介護施設という決まりの中で運営するだけではなくて、プラスアルファ、千代田区としての福祉の考え方、地域で暮らしていただいている方たちへの思い、より寄り添うという考え方を、それぞれの運営法人と共有しながら、施設の中だけではなく、その施設の周辺への目配りもお願いして、運営していくということで、千代田区全体として、住みやすい、高齢になって介護が必要になっても安心していける、その拠点としての介護施設。そのような運営をしていただけるように、運営の安定への支援等を含めて、協力体制をとりながら進めていきたいというふうに考えてございます。

○桜井委員 はい。

○小林やすお委員長 はい。ありがとうございます。

録音の関係で、暫時休憩いたします。

午後4時57分休憩

午後5時06分再開

○小林やすお委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

岩田委員。

○岩田委員 子ども部のほうにちょっとお聞き——あ、えーと、資料要求で……

○小林やすお委員長 えーとじゃなくて、一体何を……

○小林たかや議長 題名を言えばいいんだ。（発言する者あり）

○岩田委員 追加資料5……

○小林やすお委員長 えっ。

○岩田委員 追加資料5。

○小林やすお委員長 ああ、はい、はい。ちょっとまってね。

○岩田委員 千代田区再開発等促進区適用のことで、ちょっとお伺いしたいんですけど…  
…

○小林やすお委員長 はい。答弁者が、ちょっと。そろっているのかな。（発言する者多数あり）いるの。まだ、これから。（発言する者あり）これに。（発言する者あり）子どもは関係ないだろう。（発言する者多数あり）はい、どうぞ。

○岩田委員 はい。

まず、子どものほうにちょっとお伺いしたいんですけど、保育園の子どもたちが、結構、園庭がないので、歩いているじゃないですか。で、（発言する者あり）はい。いえいえ、違います。ちょっと、ビル風に対して、その風に対してどういうふうに対応しているのか、というところからちょっと、切り込んでいきたいと思うんですけど。（発言する者多数あり）

○小林やすお委員長 はい。ビル風について。（発言する者多数あり）

○小林たかや議長 保育園の子どもが飛ばされかねないように持ってくるよ。

○小林やすお委員長 えっ。保育園も質問するの。ビル風のことでしょ。

○小林たかや議長 ビル風。

○小林やすお委員長 ただ、入り口が保育園と言っただけなんじゃないの。

はい。どうぞ。

○岩田委員 はい。保育園の子どもたち、園庭がなく、近くの公園まで歩いていくと思うんですけども、突風が吹いて——突風、まあ、つまりビル風ですよ。突風が吹いてきたとき、危ないと思うんですけど、どういうふうに対処すればよろしいと思っていますでしょうか。（発言する者あり）

○新井子ども支援課長 できるだけ、午前中は外に連れていきたいということで、もう、いろいろ工夫して、保育士さんたち、お散歩に連れ出しております。そこには必ず、何人かにも1人、必ず保育士さんたちがつくということで、そこは万全を期しておりますし、あとは、ヘルメットを、その日の様子によりまして、もうすごく重いヘルメットを持っていったりということもありますけれども、できるだけ子どもたちを外で、外の空気を、本当に吸って、伸び伸び過ごさせたいということでは、さまざまな工夫をしながら、お散歩、また公園のほうに出かけております。

○小林やすお委員長 質問は、ビル風のときに、ヘルメットで、倒れても大丈夫だという答えですか。

○岩田委員 まだこれ、前段階なので。すみません。

○小林やすお委員長 前段階。あ、そう。そうじゃないの。

○岩田委員 で、高齢者も多いですね。

じゃあ、福祉のほうにちょっとお伺いしたいんですけど。高齢者の方、突風であおられて、どういうふうになれば、対処できますでしょうか、突風に対して。

○小林やすお委員長 高齢者。（発言する者多数あり）この質問は、高齢者だからって、高齢者関係者が答えなきゃいけないことなのかな。一般的な話と……

○岩田委員 あ、そうですね、はい。一般で結構です。一般的で結構です。

○小林やすお委員長 どう……。

○小林たかや議長 答えるやつが……

○小林やすお委員長 えっ。

○小林たかや議長 一般的な……いるか、答弁で。

○小林やすお委員長 高齢者って、いないよ。

○小林たかや議長 高齢者しかいないじゃん。（発言する者あり）

○岩田委員 答えられない。（発言する者あり）答えられない。

○小林やすお委員長 呼んでいるんだよね。

○岩田委員 あ、呼んでいるの。（発言する者多数あり）来た、来た。

○小林たかや議長 何に切り込むんだ。

○小林やすお委員長 答えられんのかよ。（発言する者多数あり）

もう一度質問をお願いします。到着しました。

○岩田委員 千代田区は、高齢者の方が非常に多いんですけども、突風、ビル風が吹いたときに、その突風に対して、どういうふうに対処すればよろしいでしょうか。結構危険だと思うんですが。（発言する者多数あり）

○土谷高齢介護課長 あくまでも、一般的なお答えになるかもしれませんが、風が来るときに、例えば車道側に寄らないですとか、安全に、何か近くに物が、ガードレールとか、つかまれるような強固なものがあった場合に、そこにつかまるとかということで対応していくことではないかと考えております。（発言する者多数あり）

○岩田委員 とにかく子どもたちにも高齢者の方々にも、危ないということですよ。

じゃあ、今度はまちづくりの担当の方にお伺いしますが、どうすれば、このビル風をなくすことができるでしょうか。というか、少なくすることができるでしょうか。（発言する者多数あり）

○佐藤地域まちづくり課長 まちづくりの観点からご説明させていただきます。

風自体は、これはもう、ご案内のとおり、地球の自転と気圧の差によって起きるところがございます。何にもないところでも風は起きるところがございます。また一方で、建物を建てたときに発生すると、そういう場合もございます。

で、ある程度、一定規模以上の建物を建てる場合については、周辺の風の流れであったり、あるいは一般的に言われるようなビル風対策とか、そういったものを、風洞実験やコンピューターシミュレーションをやって、周辺に影響が出ないような形で建てていくという形のものが、一般的にですけども、建物を建てる場合についての配慮というところがございます。

○岩田委員 ビル風は、ビルの建物が高ければ高いほど強くなるというのは、もちろんご

存じだと思いますが、その認識でよろしいでしょうか。

○佐藤地域まちづくり課長 風洞実験といいますか、その風環境を測定するときに、8方向、あるいは12方向からの風が、年間を通じてどこから来るかという部分を検討しているところがございます。したがって、その建物の向き、形によって、多分に変わってくるところがございます。ただ、一般的に、風を受ける面積、面が大きくなれば大きくなるということは言えるかなというふうに、承知しております。

○岩田委員 不動産環境センターというところは、ビルの高さとビル風の風速というのが相関関係にあると、そのように言っておりますが、とするならば、まず番町地区で、この再開発等促進区を適用する予定のあるところというのはありますか。

○早川麹町地域まちづくり担当課長 番町地区では、再開発等促進区を活用するというのが決まっている地区は、特にございません。

○岩田委員 それでは、まだ、番町のほうで高さは決まっていないと、皆さん、口をそろえておっしゃるんですけども、高い建物と引きかえに、公開空地が、広いものが欲しいから、だから高いものを建てたいんだというような感じの趣旨の発言を、何かどこかで聞いたわけなんですけども、その公開空地は、狭くなるけども、床面積を倍にすれば高さも半分になると。だったら、その分、風も弱くなるというか、強くならない。やろうと思えばできるんじゃないかなと、そういうふうに思うわけなんですけども、高いものを建てれば、環境を壊している。でも、それは、今まで区の答弁を聞いていましたら、経済上ですとか社会情勢がとか、そんなようなお答えでしたが、では、経済は、人権でもある環境より重要なんでしょうか。

○印出井景観・都市計画課長 経済と人権、まあ、人権の中に経済的な人権もあるのかなと思いますけれども、今言われている人権がどの範疇なのか、ちょっとわかりかねますけれども、全体の中で、公共の福祉と調和するような形で、まちづくりというのも考えられるんだろうなと思います。

○岩田委員 建てるのは、もちろんその企業によるわけですね。で、環境アセスメント、それは事業者の責任だというようなお答えでした。事業者は、もちろん利益を追求するわけですから、高くしようとするのはわかっているわけですよ。なのに、なぜ区は、事業者が高く建てられるようなルールをつくろうとしているのか、お答えください。

○佐藤地域まちづくり課長 申しわけございません。制度の部分については幾らでもご説明できるんですけども、ちょっとどここのことを言われているのかということが、ちょっとわからないところがございます。例えば、地区計画にしても、地域の方と話し合いをしながら、地域によりよい形での建物を建てるルールをつくっていくとか、あるいはその地域独自のルールというのもありますけれども、そういったものを定めていくという部分がございます。

で、現時点で、申しわけないんですけども、どこの場所でどういう形かというものがちょっと承知しておらないところがございますので、ちょっと答弁しかねるところで、申しわけございませんが。

○岩田委員 じゃあ、具体的に言います。番町の某テレビ局のところですね。そこは、確かに広い広場が、皆さん、欲しい欲しいというふうにおっしゃっています。この前の第1回定例会の担当部長の答弁でも、（発言する者あり）カフェと一体となったオープンスペ



ースが暫定的に整備され、地域に開放されております。なので、一律に番町地域の価値を下げるものではないと。地域に受け入れられているように見えるというような答弁でしたが、それは超高層もなく、ビル風もない状態です。なので、この認識は間違えています。この点について、どのようにお考えですか。

○印出井景観・都市計画課長 それぞれの地域における課題というのが多分あるんだろうなと思います。で、番町地区においては、やはり市街地が建て詰まっていく中で、防災面、あるいは地域の交流面、緑、そういった意味の中で空地が必要だというような声もあるのかなと思います。そういった課題解決の中で、高さ、今の地区計画との調和、そういう中で、高さの議論があるのかなというふうに思っています。

○岩田委員 さらに、まちづくり担当部長の答弁で、赤坂やお台場のような、そんな広場を求めていると。それは地域の議論の中でも、そんな広場を求めているという議論、意見はございませんでしたというふうにありますけど、できちゃうじゃないですか、これ。

それで、もっと言うならば、外から来る人ではなく、地域の方たちを受け入れると。そういうふうなお話でしたけども、でも、来ちゃいますよね、タレントさんとかいろいろ呼んで、わいわいがやがややっていたら。そういうところは認識されていますか。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 ご指摘の番町のテレビ局の土地につきましては、まだ確定している計画があるわけではありませんので、そういう意味では、その空地のしつらえとか使われ方についても、まだ決まっているわけではないということですので、なかなか、そういう意味では、外から来るのか、それとも地域の方への広場なのかということも決まっておきませんので、まだちょっと、どういう広場になるかというのは、なかなかちょっと、お答えしにくいことかなというふうに、ちょっと考えております。

○岩田委員 この前の第1回定例会のまちづくり担当部長の答弁では、地域の外から来る人向けじゃなくて、地域の方々に利用していただけるような広場を目指していきたい、というようなご答弁がありましたけども。

○大森まちづくり担当部長 まず、赤坂サカスやお台場のような広場ができちゃうと今おっしゃいましたけど、できちゃうんですか。そんなことは一切聞いたことないです。

○小林やすお委員長 ああ。

○大森まちづくり担当部長 ねえ。それは、傍聴されていたからわかると思いますが、地域の方も、そんな広場は望んでいません。そんな議論はしていません。で、地域の方の広場というふうに言ったのは、事業者さんが、そういうNo.4のような、ああいう地域の方向けの、そういう広場にしていきたいということをおっしゃっていたということでございます。

○小林やすお委員長 岩田委員、質疑がかみ合っていないようですが。

○岩田委員 はい。先ほど言いましたけども、それは超高層ビルも、ビル風もないような状態でのお話ですよという話を、さっきしましたよ。

○小林やすお委員長 えっ。（発言する者あり）それはどういうことなの。（発言する者あり）今そういう計画があるかないかというのはまだわかんなくて、そういう答弁はできないというような。

○岩田委員 はい。わかりました。

○小林やすお委員長 はい。

○岩田委員 委員長。じゃあ、ちょっと続けます。

その某テレビ局の関係者の方が、60メートルでは無理ですと、そういう発言がございました。ということは、もう既に、地区計画の60メートルよりも高いものができるであろうということが計画されている、そういう蓋然性が非常に高いと、そのように思ったから発言したわけでございます。

そして、住民が求めている、その広場というようなお話なんですけども、そのためのアンケートをいろいろとっていると。で、私も不動産業者ですから、その自分のネットワークでちょっと、聞いてみましたところ、その不動産屋さんが、（発言する者多数あり）日テレとか、その関係者の方が住民として番町にふえていると、そういうようなことを聞きました。で、そのアンケートの中に、（発言する者あり）利害関係者を入れるべきじゃないというようなお話をしました。（発言する者あり）委員会の中でしました。そうしたら、住民も広い意味で利害関係者だと。でも、それであるならば、そもそもそのアンケートの中に在住・在勤、利害関係者として、分ける意味がないじゃないですか。それについてお答えください。

○小林やすお委員長 分けているの、アンケート。ああ。マルをつけるわけだ、どれにか。（発言する者あり）

休憩します。

午後5時21分休憩

午後5時23分再開

○小林やすお委員長 再開いたします。

質問からどうぞ。

○岩田委員 また、この前の第1回定例会の答弁の中で、どれだ、オフィス——どこだ。あ、ごめんなさい。よく総合的に勘案するというふうにおっしゃるんですけど、これ、総合的に勘案してと、こう、幾らでも、何でも言えちゃうわけですよ。総合的に勘案して。じゃあ、それを、ちゃんと、これも前も言いましたけども、数値化して、〇〇について、こういう経済的にこれだけのプラスがある、こういうことをしたら。高さを、これぐらいアップしたら、これぐらい税金がふえますよとか、道路の整備もこういうことができますよとか、そういうのを数値化して、誰でもわかるようにするべきだと思うんですけども、こういうのは、いつも、何か、何か理由がなく、総合的に勘案して、総合的に、総合的にと。何でもできちゃうと思うんですよ。そういうのを、誰でもわかるようにちゃんと示してください。（発言する者あり）

○小林やすお委員長 何を。

担当課長。

○印出井計画推進担当課長 今のご質問がどのレベルにおけるまちづくりの構想なり、計画の話なのかというのは、ちょっとよく承知していないんですけども、例えば都市計画マスタープランの改定に当たりましては、まちの動向、市街地の動向、土地の利用、建物の利用、人口動向、そういったデータに基づきまして、さらに、先ほどございました都市計画マスタープラン改定に当たっての、区民の皆さんの定性的なご意見、それらを、今ご指摘のありましたようにさまざまな仕様とかデータを総合的に判断するわけですけども、個々の重みづけとかということ自体を、なかなかその計数化ですか、そういったことは難

しいかと思しますので、そのあたりの優先順位のつけ方は、まさに区民の皆様や区議会での議論をいただきながら、今後の基本的な構想や方針の改定につなげていくと、そういう認識でございます。

○岩田委員 あと、またこれも、この前の定例会の答弁で、教室不足については、住宅を計画するかで変わってまいります、というような答弁がありましたけども、じゃあ、日テレ通りは事務所ばかりができるというふうに考えているわけですか。マンションとかも、当然、容積率が上乘せになれば建つと思うんですね。じゃあ、マンションがふえれば子どももふえる。そうすると、学校が足らなくなるというのはもちろんのこと、オフィスができたらきたで、オフィスがふえ過ぎると、駅に同じ時間に乗降客が集中し、交通破綻するんじゃないかと。そういうところもちゃんと考えているんでしょうか。（発言する者あり）

○印出井計画推進担当課長 都市計画マスタープランの業務の中でも、例えば、この10年、20年の就労者の乗降のデータなどはとっております。傾向として、そんなに大きくふえている状況にはございませんので、今後も、例えば今ご指摘の番町周辺のまちづくりを進めるに当たっても、そういったデータに基づきながら、それに必要な生活支援機能や社会基盤の充実ということも含めて、まちづくりを検討していくということになるだろうなと思えます。

○小林やすお委員長 岩田委員ね、さっきから第1回定例会の質問のところのことを言っているけど、それは一般質問とかそういったことを言っている、指しているんだろうけど……

○岩田委員 あ、そうです、はい。

○小林やすお委員長 同じ質問の繰り返しをしているわけですか。

○岩田委員 いや、これは、いえ、再質問で答えていただけなかったもので……

○小林やすお委員長 うん。

○岩田委員 それでちょっと、聞いています。

○小林やすお委員長 答弁漏れだと。答えていなかったの。

○岩田委員 そうです、はい。

○小林やすお委員長 ああ、そう。

続けてください。どうぞ。

○岩田委員 それでは、先ほど、（発言する者多数あり）テレビ局の関係者から60メートルでは無理だというようなお話があった。（発言する者あり）でも、今、まだ、その高さは決まっていないと。でも、このタイミングで、その都市計画、地区計画を変更しようということが民間の一企業を利することにならないんでしょうか。区民の中には、この開発業者、先ほどのお話にありましたけど、木村委員とか小枝委員からありましたけども、開発業者や地権者、その当事者である企業から何らかの利益を得ているのではないかと勘ぐる方もいらっしゃるわけですよ。で、やはり、長であるならば、一般職でさえ、規則でちゃんと決まって、その罰則もあるんでしたら、長はもっと襟を正さなければならないと思うんですね。これは区のために言っているんです。

金曜日に、いじめの質問をちょっとしつこくしましたけども、あれも、教育委員会とか謝罪会見とかをするような、格好の悪いことをさせたくないんですよ。で、今回のこれ

も、区民の方が、後で聞いていないとか言ったら、当然、工期が延びる。費用がかさむ。それは、区に対してマイナスだから言っているんです。なので、ちゃんと区民の意見を吸い上げて、もちろん広報活動もして、きっちりやっていただきたいんですが、いかがでしょう。（発言する者あり）

○印出井計画推進担当課長 ご指摘が具体的に何を指しているのか、ちょっと私もよくわからないんですけども、（発言する者あり）都市計画というのは、まさに地域の課題を解決し、魅力を創出するためのものであって、開発そのものが目的ではございません。そういったバランスの中、当然、事業性というのもあるであろうと思います。事業性と公共性のバランスをとりながら進めるところであって、一企業のための利益を資するために開発をするための、そういったまちづくりを進めているというような認識は、全くございません。

○小林やすお委員長 はい。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。

○嶋崎委員 ちょっと今の……に一言言わせて。

○小林やすお委員長 長くならないようにね。

嶋崎委員。

○嶋崎委員 今のやりとりを聞いていて、さも、その、もう、決まった、この番町のまちづくりが決まったようにも聞こえたんですよ。でも、今、いろんな議論があって、いろんな意見が今あるんじゃないですか、地域の中に。それで、たしか、7回も、地域の皆さんがいろんな知恵を出して協議会を積み上げてきている中で、今、そこで意見もぶつかっているというのは聞いていますよ。だけど、決まった話じゃないでしょ。いろんなまだ意見があって、これから調整しながらやっていくという、そののところだけ、ちょっと確認をとらせてください。一方の意見だけじゃないはずですから。

○早川麴町地域まちづくり担当課長 昨年1月まで協議会を開催しているんですけども、（「日テレ通りの」と呼ぶ者あり）はい、日テレ通りの沿道の協議会を、昨年1月まで7回ほど開催いたしまして、状況としましては、かなり議論が、意見が分かれているという状況がございまして、それ以降はちょっと開催はできていないという状況になっております。

で、状況としましては、決して、まだ具体的な開発が決まっているわけではありません。もちろん、事業者さんとしては、選択肢として、いろいろ、さまざまな種類の開発の計画を、恐らく検討はしているというのは把握しておりますけれども、まだその中で、どれができるのかと。当然、内容によっては、いい内容、悪い内容と影響があると思いますので、それが、周辺にとって、どういう影響があるかということも含めて、まだ、固まっていない、これから、まだ検討の余地があるということで、状況というふうに考えております。

○嶋崎委員 そうでしょうね、今の状況の中では。だけど、地域の中で、そうやって積み上げてきていただいたことは間違いのないわけで、意見も、いろいろとあるのも、今ご答弁いただいたとおりなんで、そうそう、役所が間に入っているわけだから、ずっと先延ばしをして、この件を議論していただいているのも、地域の方にとっても非常に迷惑な話。早く、何とか結論を持ちたいというのも、多分、地域の中の、いろんな意見の中の話だと思いますよ。だから、そのところはよく精査していただいて、役所が入っているんだから、そこは、役所の立場として、きちっと、今後の中でも、地域の方に向かいながら、やって

いってくださいよ。そうじゃないと、この地域だけがずっと議論ばかりの話になりかねませんから。誤解を与えますよ、あんまり時間をかけていると。そこのところだけは、しっかりとね、役所が入っているんだから、責任を持って、そこの立場では、やっていただきたいと思いますけど、どうですか。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○早川麴町地域まちづくり担当課長 事業者さんの意向もちろんございますし、地域の方々の意向もちろんございますので、今後の開発計画が、仮に地区計画に関して、どういふ影響——変更しなきゃいけないのかどうかも含めて、よりよい計画になるものであれば、そういった検討も可能性としてはあると思いますので、そういったことも含めて、地域の方々と議論を進めていくということを進めてまいりたいというふうに思っております。

○小林やすお委員長 いいですか。

岩田委員、続き、はい。（「まだある……」と呼ぶ者あり）

○岩田委員 第3回協議会の中で、150メートルも建築可能という資料が出てきたので、住民の方が驚いているというので、質問させていただきました。

以上です。

○小林やすお委員長 はい。

次の質問に。山田委員。

○山田委員 客引き防止対策について。

○小林やすお委員長 はい。ちょっとお待ちください。

はい、どうぞ。

○山田委員 はい。最初に、区では、平成26年に、客引き防止条例を制定いたしました。それから、さまざまな施策に取り組んでいますが、まちの安全・安心に対する区の基本的な考えをお示してください。

○服部安全生活課長 この基本的な考え方というのは、これまでも区長または地域振興部長等の答弁でも申し上げておりますが、行政のみならず、地域の皆様や警察、防犯協会など、さまざまな主体と連携して、地域全体で、まちの安全・安心を築いていくというものでございます。

○山田委員 わかりました。

それでは、現在の区内における課題についてお聞かせください。

○服部安全生活課長 既に、秋葉原東部とそれから神田駅周辺、この二つの地域につきましてはそれぞれ推進団体を立ち上げておりますが、そのほかに、特に、外神田一丁目及び三丁目地区につきましては、この約1年間の間に、客引きと言われる者らが急速に増加するなど、懸念の要因となっております。

○山田委員 今言われた外神田地域について、これまで何らかの取り組みをされてきたんでしょうか。

○服部安全生活課長 昨年の夏ごろからですが、地域が主体となって、さまざまな議論がなされました。そして、11月から、月に1回の頻度で、合同パトロールを行ってまいりました。参加人員は、警察や区の職員も含めて、毎回50人前後の方々にご参加いただいております。

○小林やすお委員長 山田委員。手短かに二つぐらい聞いちゃって、もう。時間の関係がありますから。（発言する者あり）一個一個じゃなくてもいいですから。はい。

○山田委員 ああ。はい、わかりました。

今、11月から50名前後でパトロールされているということですが、効果のほうはどうなんでしょうか。（発言する者多数あり）

もう一つ、続けて言います。

○小林やすお委員長 はい。

○山田委員 秋葉原東部地区と神田地区、神田駅前の地区については、ガードマンが巡回されているようですが、外神田地区にも同じように配置されるんでしょうか。

○服部安全生活課長 まず初めに、このパトロールの効果についてでございますが、なかなか、このような施策というのは、目に見える効果が出てくるまで、若干日数がかかります。その辺はご理解をいただきたいと思いますが、少なくとも11月ごろからパトロールをするようになりまして、客引きなどをやっている連中……

○小林やすお委員長 連中。

○服部安全生活課長 者から見れば、（発言する者多数あり）地域の方々に見られているという意味で、いい警戒感といいますか、そういったのは認識をされているのではないかなと、確信しております。（発言する者あり）

次に、ガードマンの巡回についてですが、外神田も同じように配置するのかというご質問についてでございますが、外神田を除く二つの地域については、既に1週間に3日ほど、3名から4名が配置され、巡回並びに指導を行っております。外神田におきましても、6月に正式にスタートするまでの間も、一応、暫定実施という形ではありますが、定期的にパトロールを行っていくという合意に至りましたので、パトロールの当日には3名もしくは4名ほどのガードマンを配置する予定でございます。

○山田委員 ガードマンの見回りについては、地域の方、とても安心すると言われていまして、広げて行ってほしいと思います。

最後に、課題に対する今後の展開をお聞かせください。

○服部安全生活課長 まず外神田につきましては、6月に、条例に基づいて告示を行い、重点地区を指定して、警備員の本格的な配置を行います。

次に、今後こうした推進団体をほかの繁華街に広げていけるように、機会を捉えて働きかけていきたいと思います。そして、来年度の青パトの運用につきましては、客引きがより多く出没する夜間帯に重点的にパトロールが行えるように、大幅に見直したいと考えております。

具体的に申しますと、これまで3台の青パトを2交代で運用しておりました。24時間を2交代で運用していたんですが、来年度は6人増員することで3交代とし、より重点的に、パトロールができるようにしてまいりたいと考えております。

○山田委員 ありがとうございます。

ことはオリパラ競技大会が開催をされます。区民はもとより、世界中から来街者が訪れると思います。安心に過ごせるよう、しっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

○小林やすお委員長 はい。

次の質疑をお受けいたします。

○飯島委員 マイナンバーカードについて伺いたいと思います。

○小林やすお委員長 ちょっとお待ちください。

どうぞ。

○飯島委員 はい。2015年に、国民一人一人に12桁の番号がつけられる、いわゆるマイナンバーが施行されました。

まず、マイナンバーについて伺いたと思います。今、区への申請の文書の中で、マイナンバーを、記載欄があっても、それを書かなきゃ受け付けないよというようなものはあるのでしょうか。

例えば、確定申告なんかのところでも、欄があっても、記載をしなくても受け付けてはくれるわけですよ。で、区でも、やっぱり申請、まあ、例えば保育所でも、何でもこう、申請の文書はいっぱいありますね。その中に、マイナンバーの書く欄があっても、そこに書いていかなかったら受け付けないよというようなものがあるのかなのか。欄はあっても、書かなくても受け付けてくれるということになっているのか。区の中の全ての文書を。

○細越地域振興部長 ちょっと全般的なものがございまして、一般的なものでも申し上げますけども、基本的には、受け付けないということにはございません。

○飯島委員 マイナンバーが決められたときに、それぞれに通知カードというのが出されましたね。送られてきました。これは、マイナンバーカードとは別の、番号をお知らせするというものが来ました。これ、皆さん受け取っている方が多いと思うんですね。で、その通知カードというのが廃止になるという情報があるんですけども、これは、いつから通知カードは、もう廃止になるのでしょうか。（発言する者多数あり）

○小林やすお委員長 な、な、何で。

○小林たかや議長 促進するために。

○小林やすお委員長 振興部長。

○細越地域振興部長 このマイナンバーカードを普及していくという、国の大きな方針がございまして、それに伴いまして、この通知カードを廃止するということになっております。具体的には2年後ぐらいだと思いますが、一応、そのぐらいの時期に廃止することになっております。

○小林やすお委員長 飯島委員。

○飯島委員 これは、廃止になると、住所の変更と一カードを持っていない方で、住所の変更とか氏名の変更とかがあった場合に、カードを持っていないときには、この通知カードというのが廃止になると、使えなくなるわけですよ。そうすると、カードを持っていない方というのは大分混乱して、それは受け付けてもらえないということになると、非常に困るわけです。

そういったことでは、通知カードの廃止の月日というのがおおよそ2年後と今おっしゃいましたけど、（発言する者あり）えっ。私は2020年5月ぐらいというふうに聞いていたんですが、それだったら、（発言する者あり）もう本当に間近なんですね。そこら辺の日にちというのはちゃんと押さえていらっやらないですか。

○細越地域振興部長 すみません。ちょっと確認させていただきたいと思います。すみません。

○飯島委員 そうですか。はい。

じゃあ、それは……

○小林やすお委員長 次の。はい。

飯島委員。

○飯島委員 それはまた別途調べていただくことにして。

で、今、国のほうでは、マイナンバーカードの取得というのを、さっき部長もおっしゃったように推進されています。というのは、政府の目標になかなか届かない、と。で、政府の目標は、2019年3月には8,700万枚というふうに目標を立てていたのが、ここの1月でも1,900万枚しか交付がない、と。これは、国民の約15%。これを2022年度中にはほとんどの国民が持つようにしたいということで、さまざまな手段を使って、便利ですよということで、持つように推奨されています。

そこで、総務省のほうで、国家公務員、地方公務員に対して、このカードを持っているかどうかという調査がされていると思うんですけども、千代田区においても、これは地方公務員として調査がなされたことだと思いますけども、総務省が行っている調査の目的と、それから結果として、千代田区の職員の何%の方がカードを取得されていたのか、お答えいただきたいと思います。

○大谷人事課長 公務員についてのマイナンバーカードの取得促進については、令和3年3月からの健康保険証の利用が本格実施されることとなって、令和2年6月に、公務員のマイナンバーカード取得促進に努めるようにというところで、取得勧奨をするようにという通知が発出されてございます。

千代田区職員のマイナンバーカードの取得状況なんですけれども、12月末時点で19%となっております。

○飯島委員 国全体よりもちょっと高いということで、この資料を請求していただきましたけれども、千代田区民は、昨年からコンビニで住民票はとれますよということなどで、利便性というのを宣伝して、交付率が23.5%になったと。で、国は非常に、目標に届かないということで焦っているというか、さまざまな利便性ということを書いて、カードの取得をふやそうと、現在、しています。

それで、これ、政経部の事務事業概要なんですけれども、116ページに、社会保障・税番号制度対応ということで、このマイナンバーのことについて書かれています。で、この中で、施行3年をめぐりに利用提供の範囲の拡大について検討するというふうになっていきますけども、当初の目的からどの程度拡大されて、具体的には何が今、このマイナンバーカードに集約されているのかお答えください。

○亀割企画課長 飯島委員のご質問でございますが、ご案内のことと思いますが、マイナンバー、ナンバーを使った、利用した事務、これはIT推進課所管で、条例化でもって、法定事務と独自事務について行っています。で、申請書にそれを書かせるか書かせないかはちょっと調べますが、そういった利用に加えまして、国のほうが進めているのは、カードを交付しまして、カードを使ったマイキーIDを取得した上での利用サービスと、こういうのが普及してまいります。

で、区のほうも当然ながらそれは検討しているところなんですけど、何せ先ほど申し上げた普及率というのが非常に低いというところがありますので、このカードについては、少し、様子を見ているというのが、今の区の状況です。ただ、今後、今、お話をありました、職員は保険証で利用しなければならない。それから、来年の9月にマイナポイント事業と



というのが開始されますので、この事業が、もし、あれですね、電子マネーのチャージの25%還元という事業が行われれば、多分取得のほうも進んでいこうと思われま。これはマイナンバーだけじゃなくて、カードを発行してマイキーIDを登録しないと適用できませんので、そうしますと、かなり普及してくるのではないかと。こういったところで、周りの普及率を見ながら、カードを使った自治体におけるサービスというのを考えていきたいなど。可能性としては、図書館ですとか自治体ポイントとかさまざまにあるんですが、今のところ、その普及を見ながらというところで考えております。

○飯島委員 マイナンバーカードは、個人情報、さまざまな分野のことが一元化されるということで、そのカードを紛失したら個人情報が漏れ、そういうようなリスクが非常に、と。で、利便性を非常に前面に出して政府は言っていますけども、そのリスクと、日常生活にあんまり必要ないということで、普及率が伸びないんだと思うんですね。で、あんまり国民生活にとって、これは必要ないんじゃないかと、私は、思っているところです。ただ、国のほうは、非常な予算をつけて、これを交付率を高めようとして、今、来年度の予算でも5,000億円ぐらいつけるということでやっているようです。

で、その中の一つとして、新年度の区の予算の中でも、国民健康保険会計の中で、社会保障・税番号制度システム整備補助金というのは国から、376万円ですかね。これ、来ますね。これをもって、この資料の中にも出ているように、健康保険証に使えるというか、それが2021年の3月からそういうふうになるというような方向に今行っています。

ただ、国民健康保険証に使えるとなると、これは、お子さんも持ち歩く、高齢者の方も持ち歩く可能性が非常に高くなるわけですね。で、もちろん保険証と並行して使えるということではあるんだけど、このマイナンバーカードを持っていった場合に、結局、健康保険証というのは、月々お医者さんに見せますね。それでまた、もちろん初診のときは見せるしということになると、日常的に携行する。持って歩く、と。そのリスクということについて、区はどのようにお考えなのか、ちょっと示していただきたいと思います。

○細越総合窓口課長 すみません。今、飯島委員のご質問、すみません、先ほど私のほうの答弁の中で、一部、通知カードの件、確認いたしましたんで、それとあわせて答弁させていただきます。

まず通知カードでございますけれども、すみません、令和2年5月25日ごろ、廃止予定ということで、総務省から通知が来ておりました。大変失礼しました。

で、この施行日以後、マイナンバーカードの通知につきましては、個人番号通知書、こちらのほうを送付する方法により行うことということになっておりますので……

○飯島委員 廃止になるの。

○細越総合窓口課長 はい。通知カードを廃止した後は、また別途この個人番号通知書というものが送られてきますので……

○小林やすお委員長 じゃあ、同じだ。（発言する者あり）

○細越総合窓口課長 それによって、方法により、確認を行うということになっております。

○小林やすお委員長 同じじゃん。

○細越総合窓口課長 それから……

○飯島委員 何で中止……

○細越総合窓口課長 後段の——あ、すみません、後段の……

○小林やすお委員長 説明を聞いてからね。

○細越総合窓口課長 紛失したり、カードを紛失した場合とか、そういったリスクがどうかということでございますけれども、これは我々このマイナンバーカード普及のときにはいつも申し上げていますが、やはりこのマイナンバーカードの携帯につきましては十分慎重にやってもらうというようなことで、そういった周知、普及しながら、利用者の方にはご案内していきたいと思っております。（発言する者あり）

○小林やすお委員長 飯島委員。

○飯島委員 いや、通知カードが廃止になって、また皆さんのところに送られてくるということは、ちょっと何かおかしいなと思うんですが。なぜ、そういうふうになるのかということを一つ伺いたいのと。

あわせて伺いますが、リスクということで、アメリカなどでは年間で900万ぐらいの成り済ましたとか、そういう事故が起こっている。韓国でも700万人分ぐらいの流出というのが起こっている。イギリスでは政権交代になってから廃止したという、そういう経緯があります。これは幾ら注意を喚起しても、それがやっぱりリスクにつながっていくという、証拠の数だと思うんですね。

そういう中で、皆さんに、落とさないようにとかそういうことを徹底していても、必ずこれは起こっていくと。そういう中で、今——あ、聞いていること、先に伺いましょうね。はい。先に。いいです。はい。

○細越総合窓口課長 通知カードの廃止につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、国としては、このマイナンバーカードを普及していくと、これが一番の目的でございます。で、この通知カードがあると、それで、よしと思ってしまう方がいらっしゃることですので、あえて退路を断つ意味じゃございませんけれども、国のほうも本腰を入れてこの普及を進めてまいるということで、今回のこの形の通知カードの廃止になるということでございます。

あと、紛失等の問題でございますけれども、これも飯島委員に前期の常任委員会等でもご答弁申し上げておりますけれども、まずマイナンバーカード自体には、個人情報が入りまわっていません。したがって、もちろん、紛失してしまうとか盗難の可能性は、あることはありますけれども、それはそうならないように周知してまいります。ただ、一番ご懸念されています情報漏えいの問題というのはしっかりと国も万全の対策を施しておりますので、ご心配は要らないということで、申し上げたいと思います。

○飯島委員 いや、ほかの国でも、アメリカにしても韓国にしても、それはしっかりやっていますという上でやっているわけだから、そこは万全の対策というのはないわけですよ。ですから、その情報の一元化ということ自体がやはり問題であると思うんですね。

で、政府のほうは、今後、教員の免許状として使うだとか、大学の職員証や学生証としても使うとか、そのモデル事業も始めるという予算化もされています。あと、預貯金だとか旅券の事務だとか自動車の登録、そういうものまで一元化ということで入れようとしているわけですね。

そういう中で、区の職員の方も、19%の取得ということは、やはりそれだけリスクを承知されているから、そうなんじゃないかなというふうには思いますが、そう

いう意味では、利便性ということと同時に、本当に危険性ということをもっともっと周知徹底するということ、それと、安易に、安易にね、国がこうやるからこれをやりますというような、そういうふうにはしないでほしいということなんですね。慎重に、本当に、検討するというその姿勢、リスクが高いということを前提にして、（発言する者あり）検討していただきたいというふうに思いますので、その点、ちょっとご答弁いただきたいと思います。

○細越地域振興部長 ご懸念の点は重々承知をしております。ご案内のとおり、このデジタル化、電子化の流れというのは、もう、これは避けて通れない潮流だと思っております。当然、利便性も向上しますけれども、そういった安全性、セキュリティも含めた安全性、こういったものをうまく調整しながら進めていくのが我々の責務というふうに思っております。

○小林やすお委員長 はい。よろしいですね。

次の質疑をお受けします。

○岩佐委員 区有財産の貸し付けについてお伺いします。

○小林やすお委員長 はい、どうぞ。

○岩佐委員 区有財産、特に、土地建物ですね。その貸付方法と現状について、まず行政目的でやるのが基本だと思うんですけども、その例外として、目的外使用許可とか貸し付けとかがあると思います。まず、その手順・手続と、あと、それから貸付料の算出料についてご説明いただけますか。

○佐藤財産管理担当課長 区有財産、公有財産でございます。公有財産には、行政目的で使用する行政財産と、あと、それ以外の普通財産、二つの財産があるということでございます。それぞれ行政財産、普通財産ともに、今、地方自治法のほうで、貸し付けについては規定をされているところでございます。行政財産につきましては、行政財産の目的外使用許可等は貸し付け等を行い、普通財産については、契約に基づく貸し付けを行っているところでございます。

貸し付けのところは、貸付料でございますけれども、行政財産につきましては、行政財産使用料条例に基づいて算出しているところでございます。簡単に言いますと、土地の価格、または建物であれば建物の価格に、その一定の率を掛けたものが月額として取り扱っているところでございます。普通財産は契約に基づくものでございますけれども、基本的にはこの行政財産の使用料に準じて、価格を求めているところでございます。

○岩佐委員 そうやって算出された貸付料も、減免がある、と。で、減免については、以前も私も質問させていただいているんですけども、基準があって、決定方法があると思うんですけども、この減免についての基準の決定方法と、それからその運用事例について教えていただけますか。

○佐藤財産管理担当課長 使用料の免除あるいは減免でございます。行政財産あるいは普通財産におきましても、行政財産使用料条例等において、減免、免除規定がございます。その中で、いろいろ規定があるのはございますけれども、区のほうでも、その中で減免率については、一定の基準を求めて、示しているところでございます。

具体的な事例で申し上げますと、行政財産の一部使用許可というのは、小さいものから大きいものまで、かなりあるんですけども、例えば小さいものと言いますと、自動販売機

の設置とかがございます。また、普通の建物の貸し付けであると、例えばアフタースクールですか、ああいったところの使用も基準がございます。で、事例としましては、そういったところがございますけれども、減免につきましては、それぞれ、目的とか、その辺に合わせまして、基準に基づいて、50%あるいは100%の減免というような基準に基づいた中で行っているところがございます。

○岩佐委員 手続としては、以前もお伺いしているんですけど、用地問題検討会に出された後に、最終的には区長の決定ということで、全部、内部の手続で済まされているということで、私は認識していますけど、それでよろしいでしょうか。

○佐藤財産管理担当課長 先ほど申し上げました、区の内規といいますか、減免基準でございますね。こちらについても、用地問題検討会において議論されて、庁内で統一された認識として持っているところがございます。

その減免がどこに、この使用が、どういうところに基づくものかというものについては、その使用許可の大小にもよるところもあるんですけども、大きいところについては、委員おっしゃるとおりに、用地問題検討会で、その辺を整理、確認した上で、区長の決裁等で決まるということでございます。

○岩佐委員 私もそんなに長くはやっていないんですけども、減免の例で言うと、例えばその九段坂病院で、減額、半額ですとか、そういったことをさまざまご報告されていたと思うんですけども、先ほども木村委員から出ました日比谷のミッドタウンについて、こちらの区有地と区の建物については、減免が100%ということよろしいでしょうか。

○佐藤財産管理担当課長 私どもの公有財産管理規則の中で、毎年、年度末に、私のほうに貸し付け等の報告がございます。今、委員ご指摘の日比谷のまちづくりのところがございますけども、ここについては、環境まちづくり部の普通財産等に移しまして、一般社団法人の日比谷エリアマネジメントのほうに貸し付けているところがございます。使用料については、全額免除という形で、今、貸し付けているところがございます。

○岩佐委員 これは、もともと道路であったものを、再開発に伴って、広場ということでご報告を受けていて、で、広さで言うと1,990平米の広場、こちらを無償で貸し付けているということで、これは使用貸借ということですけども、何年の使用貸借になりますか。

○佐藤財産管理担当課長 現在のところの使用の貸付期間でございますけども、平成30年2月1日から、一応、平成50年1月31日までの貸付期間となっているところがございます。

○岩佐委員 この20年の間の使用貸借って、土地と建物ですよ。あそこの、私も知らなかったんですけど、日比谷ミッドタウンのおしゃれなカフェがたくさん入っているあのビルが、千代田区の建物だったと。で、それを丸々20年、ただで土地と建物を貸し付けるということについて、議会には何の報告もなかったんですが、（発言する者あり）それはどういう手続でやられたのか。私は、20年、でも、建物がある期間で言うと、これは60年、建物があるとしたら、60年、上げたようなものだと思うんですね。

日比谷エリアマネジメント、これは、ここのところ、先ほど来出ている三井不動産さんがメインでやっていらっしゃるエリアマネジメントですけども、こちらのエリアマネジメントさんは、1年間で1億3,000万の総資産を積み上げているんですね。これは多分、

日比谷エリアマネジメントは、あの建物を貸し付けるテナントですよ。テナントがかなり入っています。私も随分使わせていただいておりますが。ここの貸付料は、全部、日比谷マネジメントに入っているということで、で、日比谷エリアマネジメントさんの目的ですね。設置目的にいくと、地区の中の（発言する者あり）防災・防犯とか、利活用、プロモーション、賑わい創出、で、防災・防犯——清掃美化なんですけれども、基本的には、（発言する者あり）貸し付けが減免もしくは無償にする場合というのは、何らかの行政目的あるいは行政代位団体で、何かこう、公共的なもの、公益的なものをしていただくから減免する。保育園でも90%減免、高齢者施設でも90%減免なんですよ。ここの地域が、100%減免されるに至った理由というのは、どういった公益性、どういったものが、この区に対してメリットだと思ってやっていただけるのか、そのいきさつを教えてくださいませんか。（発言する者あり）

○佐藤財産管理担当課長 この日比谷の貸し付けにつきましては、一応、貸し付けと、その減額の基準等につきまして、用地問題検討会を通して、最終的には担当部のほうで区長の決裁を受けているということでございます。

この減免の基準としましては、貸付基準の、減免基準の中の行政財産使用料条例でいきますと、第5条になります。普通財産ですから、違う条例の第4条になりますけれども、大体同じような規定でございますけれども。ちょっと待ってください。第2号の区の指導を受け、区の事務、事業を補佐し、または代行する団体において、補佐または代行する事業、事務の用に供するために使用するときについては減免ができる、と。その中で、内部基準でありますけれども、区の政策目的の実現に向けて、区が指導して設立した団体が使用する事務、事業ということで、100%の減免、減額率を適用しているところでございます。

○岩佐委員 ですから、この日比谷エリアマネジメントさんが、どの点において区の代理団体として区の業務を代行補佐していると評価されたのかということをお教えいただきたいです。（発言する者あり）

○大森まちづくり担当部長 今、さまざまご指摘いただきましたが、これ、ちょっと経緯は長いんですが、日比谷のまちづくりということで、都も入りながら、区も入りながら、大きな日比谷のまちづくりを、地域とともに検討して、まちづくり構想をつくりました。で、その後、地区計画を変えたり、特区が出たりしました。で、ここは、ちょっと区民がいっぱい住んでいる神田とは違って、（発言する者あり）やはりエンターテインメントの核となる広場を中心に文化発信をしていこうというご議論をさせていただいて、そういった取り組みをしてみたい。

そんな中で、やはり先々エリアマネジメントというのが重要だというようなご議論もさせていただきました。そういった中で、都市再生特別措置法による都市再生推進法人ということで、まちづくりの新たな担い手として、行政の補完的機能を担う団体という指定をさせていただいて、ここの——この建物の敷地だけじゃないですよ。ガード沿いから、線路沿いから、大きくまちの全体の維持管理を、質の高い維持管理をしていただくという協定を結ばせていただいて、その広場の使用とか維持管理をしていただいているというところでございます。

○岩佐委員 全体の維持管理ということで、でも、そのエリアだけの全体の維持管理といいますと、やはりそこは本当に限られた商業空間、商業エリアとなっています。まあ、何

回も言っているのです、あれなんですけれども。そこに関して、まず区議会に対しての報告が、じゃあここはエンターテインメントでやります、と。年間これだけの、1億以上の賃料も発生するようなところを、年間、ここに委託してエンターテインメントのまちとしてよみがえらせます。そういう形で議会に報告をしていて、そこで処分に近い貸付を決められたのか。私としては、この形態に対しては、まだ、本当に初めて聞いた、じゃない、調べていて初めて知ったことなんですけれども。そして、いわゆる都市再生法人ですか、そこに指定されたからといって、それがそもそも100%減免になるものなのか。そこは、やはり区の裁量があって、しっかりと区の公益に資することをしっかりと住民の意見が反映されるような制度をつくりながらやっていくべきじゃないのかと。そこを、全部、内部手続をもってして、100%減免で、それが果たして適切だと言えるのか。手続として。というのをちょっとお答えいただけますか。

○佐藤財産管理担当部長 いろいろご指摘をいただきました。また、これまで担当課長から説明させていただきましたが、使用許可、貸付については、日比谷等の大規模なものから自動販売機等の小規模なものに至るまで、さまざまございます。

我々としては、いずれも、地方自治法、区の条例及び基準に基づき、適切に運用しているというつもりでやっておりますけれども、今いただいたような、議会に報告がないというようなご指摘については、この場でお詫び申し上げます。

この公有財産、区が所有する土地建物の使用許可、貸付等につきましては、来年度、我々のほうで取り組みます公共施設整備等の方針検討、ここにも密接につながってくるところでございます。今後、方針の策定に関しましては、議会のご意見をいただきながら進めていくというところはもちろんでございますけれども、そういった意味も含めまして、規模の大きな貸付等の案件については、適宜議会のほうにも情報提供させていただきたいと思っております。

○岩佐委員 報告はしていただける、というか、それは本来なら当たり前のことで、九段坂病院だって、減免に対して、すごく議会でもすごく議論をしました。50%減免に見合う公益というのはどんなものなのかというのは、大分、委員会でやりましたし、あるいは下島ビルですとか、西神田の旧——併何とか庁舎とかというのも、全て細かく、いつもご報告いただいていたと私は思っています。逆に、この日比谷に関しては、すっぽりのご報告が抜けていたことに関しては、今回のさまざまなニュースとも相まって、大変不信感を募らせるものではあります。ただ、報告だけではなくて、ぜひ、この一定以上の広さ、そして一定以上の年数の貸付に関しては、条例変更も視野に入れて、議会の手続をかからしめるぐらい、慎重にやっていただきたいと思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○佐藤財産管理担当部長 議会へのお示しの仕方、ご相談の仕方については、いろんな方法があると思っております。条例まで改正してやるかということには、検討させていただきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、大規模なものについては、議会のほうにスキームとともにご報告するというところで、今後やっていきたいと考えております。

○岩佐委員 いいです。

○小林やすお委員長 はい。

小枝委員。

○はやお副委員長 小枝委員。

○小枝委員 もう、いいの。（発言する者あり）いいのかな。

○小林やすお委員長 手を挙げたんだよね。（発言する者あり）

○小枝委員 うん。いや、いい。

○はやお副委員長 今、挙げた、挙げた。

○小枝委員 関連があるのかなと思って。私は……

○小林やすお委員長 いいの。

○はやお副委員長 はい。

○小林やすお委員長 じゃあ、以上で……

○小枝委員 やる、やる。

○はやお副委員長 やる。やるの。

○小林やすお委員長 あ、やるの。（発言する者あり）じゃあ、ちょっと。

小枝委員。

○小枝委員 関連があるかなと思ったんですけど。

歳入に関する不安定性というか安定感の考え方について伺います。

○小林やすお委員長 はい。ちょっと待ってください。（発言する者あり）いるの。

○小枝委員 いますよね。

○小林やすお委員長 はい。どうぞ。

○小枝委員 はい。一般会計だけで7%増、646億の、過去最大——過去最大って、去年も言ったような気がするんですけど、過去最大を更新し続けている予算の組み方について、この仕事のあらましで言うと、5ページのところになるかなと思うんですけども、増要素、減要素はあると思うんですね。まとめてみますと、とりわけ減要素というところでは、今この予算編成のときには、状況が間に合っていなかったかかもしれませんが、消費税10%増税による景気、まあ、不況ですね。また、この新型コロナによる、もう、非常に予測不能というような、株価も下がり続けてというようなことがあり、また、ふるさと納税による減要素もあり、こちら辺のところを、ちょっとこの5ページに照らすと、今、いけいけどんどんという感じで大盤振る舞い予算をやり続けているんですけども、減要素というのは、どういうふうに見込んでいるんでしょうか。

○中田財政課長 偏在是正による区財政への影響ということで、こういった税制改正によって影響があるのかというものを毎年シミュレーションしておりまして、そういった要素も含みながら、こちらの歳入のほうの内訳を整理しているというものになります。

○小枝委員 もう少し項目で、区民税のところはどうなのかとか、そういう議論の積み上げというのはしていないんですか。一個一個というんだったらば、ふるさと納税なんかは経年でどのくらい減になっているのか、それから、この消費税増税による不況というのは、どういうふうな形でこの区民税に反映され、その他のものにも反映されてくるのか。コロナ不況については、今、数字を出せるとは思えませんが、相当深刻な状況は予想されると思うんですけども、どう、庁内で議論をされているんですか。

○中田財政課長 住民税のフラット化ですとか法人住民税、調整三税に関しまして、地方法人税、課税の偏在是正による影響。また、固定資産税に関する地域の中小企業による設備投資の支援に関する減ですとかふるさと納税に関する減。また、地方消費税交付金に関する減等。そして自動車取得税の交付金も変更になりましたので、こちらの減などについ

てそれぞれの税制に関しまして、どのぐらい減の要素があるのかというものを全て計算しまして、そちらのほうの見込みを立てているというものになります。

○小枝委員 全然、具体的じゃないんですけども、その減というのはどこを見ればわかるんですか。項目的にはそういうことなんでしょうけれども。先日、補正予算の中で、16億補正というのがありましたけれども。収入、歳入部分でね。それは、所得が、区の歳入、何ですか、区民税が増だったということだと思っただけでね。これ、年末に必ずこういった補正予算が組まれるわけですけども、今現在、ふえているところの要素というのは、何によるものなのかと。1人の高額納税者がかなりの納税をしているであるとか、あるいは、先ほどの話じゃないですけども……

○小林やすお委員長 ああ、常任か。

○小枝委員 活発なマンション売買が非常に大きいので、増要素になっているであるとか、もしくはこの株の売買が収入増になっているであるとか、そういう中身の分析というのは、行政内部では十分にはしていないんですか。

○中田財政課長 本日、予算書でお示ししているものは、そちらの最終的な数字となっております。内訳につきましては、財政課のほうですとか、まあ、所管課からもいろいろ、ヒアリングなども行いまして、さらに細かなもののデータの収集をしているところです。令和2年度に関しましては、単年度の影響額としては98億円ということで整理をしています。

こちらですけども、令和19年度以降、ずっと影響を調べておりまして、また令和5年度までの影響額というのも、細かな数字で、ちょっときょうは申し上げることがちょっとできないんですけども、整理をしているというものになります。

で、千代田区の財政に関してですけども、今、5ページのところをごらんいただいているかと思っておりますけれども、千代田区税に関しましては、増傾向ということで、予算のほうを見込んでおるところですけども、とはいいつつ、特別区税が全体的に占める割合というのは3割にしか上がりません。そのほか、下のほうに、13番、使用料及び手数料などを含めましても、千代田区が集めてこられる自主財源というのは本当に低いものになっております。

ほかの区市町村ですと、こちらに固定資産税ですとか都市計画税といったものが入ってきておりまして、そういった自主財源で8割くらいを収集しているところもありますけれども、千代田区の場合は自分たちで集めてこられる収入というのが非常に少ないと。割合としては少ないと。そのほかについては、国ですとか都からの交付金ですとか支出金など、集めて財政を組んでいるというものになります。

で、千代田区に関しましては、18番に繰入金ということで、基金からの繰り入れを入れて、歳入のほうの計画を立てているというものになります。こちらが、ほかの区などでは、こちら、区債などを発行して歳入を立てているという区もありますけれども、千代田区の場合は基金を活用する形で、安定的な歳入の確保に努めているというものになります。

○小林やすお委員長 小枝委員。

○小枝委員 私が言っているのは、まあ、そのおっしゃっているとおりなんでしょうけれども、3割の自主財源自体も、今回6.8%増とか、特別区民税なら7.6%増とかになっていきますけれども、この部分だって、これからもっと減っていくでしょうと。減っていくこ



とは容易に予測されませんかということを行っているわけですね。その上に、国の消費税の配分でしたか、そういうふうなところでも地方交付税交付金の配分でもそうやって変わってくるというような、国の、都心の、何ていうか、配分を変えていくというふうな部分と、区独自の今まで株価の影響とか不動産の売買の影響とかで相当潤ってきた分が、ここから先というのは物すごく冷え込むと。特に不動産価格についても、まあ、本当に、転売するなら今だと言われるぐらい物すごく落ち込むというふうに言われていて、もう、株価の下落についてはもう既に始まっているということ。で、その、今現在、増要素になっているもののがかなり悪い状況になるんじゃないかということについて、真剣な議論をしているんですかということを知っています。

○中田財政課長 そちらに関しましては、繰り返しになりますけれども、偏在是正等による影響による影響というのを細かく分析しまして、その影響を加味して、加味した上でこちらのほうの予算編成を行っているというものになります。

○小枝委員 予算をつくったほうからすると、こういう形が一番区民に幸せなんだというふうな言い方しかできないんだとは思いますが、この、区長でしたかね、おっしゃっている、港区——港区も千代田区と本当は状況的には同じだと思うんですけども、かなり不動産所得とかで潤ってきた港区が、もう既にこの景気動向を踏まえて、冬の時代を迎えるだろうということで、貯金、むしろ基金を積み上げていこうという方向になっていると。ところが千代田区は、区民一人当たり97万ですよ。港区は57万でこんなに潤沢ですよと言うんだけど、その中身を見れば、四番町公共施設みたいに、まだ使える建物をわざわざ壊すであるとか、70億でやろうと思ったのが140億になっているであるとか、区民の暮らしや生活と全く関係ないことに消費をされていると。ちょっと、この基金の切り崩しが5年でまた500億ということでしたよね。これは所信表明で、区長がまるで区長の采配によってこんなにたまったみたいなことをすごしているおっしゃっていて、すごく違和感があったんですけど、これって、本当に、いろいろ、いろんな公共事業を区民がさせなかった部分であるとか、もしくは職員の人たちがやりくりした結果であるとか、もうそういうことによって今1,000億たまっているこの基金を、これから来る冬の時代にしっかり備えて堅実に使わなきゃいけない。いけないのに、今の千代田区の予算というのは、四番町を例にとるまでもなく、非常にバブリー。バブリーなんですね。そのこの認識というのはどうなんですか。このまま行ったら、本当に、もっと不要不急でやらなきゃいけない新型コロナ対策であるとか、それから民間建物の強靱化であるとか商工融資であるとか遊び場を確保するための土地購入であるとか、そういうふうな必需的なことをやろうと思ったときに、ああお金がありませんということになってしまうと区民は思うと思うんですが、そういうこともひっくるめて、区は政策的に詰めが甘い。惰性でやっている。そういうところが近隣区を眺めてみても、非常に区民の心配とするところなんですけれども、これに関してどういうふうにご考えていますか。

○中田財政課長 そちらに関しましては、今後10年間の財政の見通しというものを作成しております。この中で、こういった政策が必要なのかというものもしっかり見据えて、今後10年間にかかる経費というものを算出しております。

また、それをつくった中で、それぞれの各年度、どういう位置づけなのかというのを見ながら、しっかり財政運営を行っていきたいということで考えております。

○小枝委員 これで最後にしますけれども……

○小林やすお委員長 小枝委員。はい。

○小枝委員 ですよ。今の、要するに、この巨大な史上最大予算が本当に区民を幸せにする予算なのかというところが問われているというふうに思います。で、待機児ゼロでもないのに、待機児ゼロと看板を掲げて、みんなを誤解させて、子どもたちを呼び込んでしまっていることによって、子どもの担当は本当に大変だと思うんですよ。もう、今、三つ同時につくっていますけど、三つ全てトラブっていますからね。つまり、一日にしてならない。もっと丁寧に、まち、やっていかなきゃいけないのに、結局基金をそういったところに、幾らでもじゃぶじゃぶ注げるようになったことが、結果的にこの、5年で500億、これだけ皆で努力して積み上げたお金が、結果的に何かこう、ちょっと放蕩的なというか、堅実性のない使い方によって放出されているということについては、恐らく非常に区民にとって不安な状況を招くというふうに思いますので、ここはどうせ、ここはですね、今の行政体質とかみ合わない部分だろうというふうに思いますので、まあ、引き続きあらゆるところで問うていきたいというふうに思います。

○小林やすお委員長 はい。

財政課長。

○中田財政課長 まず、財政収支の、財政の見通しですけれども、こちら、仕事のあらましの中の235ページをお開きいただきまして、今後10年間の見通しということで、下のポイントのところに載っております。今後、5年で500億ではなくて、今後10年間で591億円ということで、試算のほうはしているところでございます。

○小林やすお委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林やすお委員長 それでは、以上で質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後6時29分休憩

午後6時51分再開

○小林やすお委員長 予算特別委員会を再開します。

これより意見発表に入ります。意見を――挙手をしてください。

ないんですか。あ、桜井委員。（発言する者あり）

○桜井委員 みんな、手を挙げないから。

令和2年度千代田区各会計予算について、賛成の立場から意見発表を行います。

令和2年度予算は、安全を確保し、安心を支える予算として、台風や大雨にかかわる風水害対策、子育て支援、高齢者や障害者の福祉施策など、区民生活を支える予算が過去最大規模の一般会計646億円が計上されています。

予算編成に当たっては、国の税制改正や社会経済状況が不透明な中、将来においても継続して安定的な行政サービスを提供できるよう、強固な財政基盤を確保するため、中期的な視点からの事業推移や、今後10年間の財政状況の見通し、基金の活用などが示される点については、一定の評価をしています。

また、待機児童、待機児ゼロに向けた取り組みや病児保育室の整備、高齢者へのフレイル対策事業や生活困窮者支援の充実など、区民ニーズを的確に捉えた予算となっています。

一方、集中審議された新型コロナウイルス感染症対策を強力に推進し、感染拡大防止に努めることを改めて執行機関に求め、本予算案に賛成します。

○小林やすお委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 2020年度千代田区各会計予算案についての意見発表を行います。

まず特別会計ですけれども、後期高齢者医療特別会計予算については、来年度の見直しで均等割の軽減制度の廃止などで、低所得者の方の保険料が負担増になります。昨年の消費税増税や物価が上がる中、高齢者の暮らしや医療の安心を脅かすもので、反対いたします。

次に、国民健康保険事業会計予算ですが、国が自治体に対し法定外繰り入れを解消しない自治体に対してペナルティーを科す方針を示した中、千代田区では保険料の賦課限度額の引き上げ、一般会計からの法定外繰り入れを500万円削減にとどめ、9割の国保加入世帯の保険料を今年度と同額にしたことは評価できます。

一方、他の保険制度に比べ、国民健康保険料は負担が大変多くなっています。負担が重い要因である均等割額の軽減を区として国に求めること、また、独自の軽減策を検討することを求め、国保会計に賛成いたします。

介護保険特別会計予算案については、さらなる安心できる介護施策を求め、賛成をいたします。

次に、一般会計予算案ですけれども、（発言する者あり）補聴器購入助成が2万5,000円から5万円へと拡充、また、防災ラジオの配付、病児保育の創設に向けた予算など、高齢者から子育て世代まで、区民の願いに応える施策の前進面が幾つも盛り込まれております。

しかし、本予算に反対する第一の理由は、区長の三番町高級マンションの所有問題であります。

○小林やすお委員長 予算には関係ないじゃないの。

○牛尾委員 区民の中に、区長への疑惑を広げただけでなく、区政への信頼を一気におとしめたからであります。一般職では許されない、利害関係者との関係が明らかになりました。ところが、当委員会で区長の口からは、何ら反省も示されませんでした。区長のモラル崩壊とも言える姿勢は、広範な区民に怒りと失望を買っています。職員も恥ずかしい思いをしているに違いありません。区長に対し、区民が納得できる説明責任を果たすことを改めて強く求めてまいります。

第二に、来年度も一極集中が加速する流れが継続していることです。東京の災害リスクは世界一高い状況です。地球温暖化への対策も世界の先進レベルに一日も早く追いつくために、巨大化、高層化というまちづくりは、根本的な転換が求められます。

第三に、四番町公共施設の建てかえに見られる、財政規範を見失った強引な区政運営です。十分な合意がないまま、今定例会に新築工事契約が提案されました。多大な生活転換をもたらす建てかえは、とりわけ高齢者の住宅居住者の健康に深刻な影響をもたらします。居住者と区民との十分な合意形成に最優先で取り組むことを求め、反対の意見発表といたします。

○小林やすお委員長 はい。

次の方。米田委員。

○米田委員 令和2年度各会計予算について、賛成の立場から意見発表を行います。

令和2年度予算については、一般会計については、防災対策や温暖化対策、そして子ども施策を中心に、区民の命と健康を守り、生活の質を確保するため、過去最高の積極的な予算になったと評価いたします。

具体的には、病児保育室事業、子どもの予防接種、難聴者補聴器購入費用助成、子どもの権利擁護に関する調査。5、防災ラジオ配付等、評価できるものです。

また、特別会計のほうでは、1、国保会計においては、昨年度並みの法定外繰り入れを行い、約9割の方の保険料を昨年度並みに抑制することができました。2、後期高齢者医療特別会計においては、広域連合を引き継ぎ、特別対策を行い、約7割の方の保険料の負担を抑えることができたことなど、評価いたします。

令和2年度の予算執行に当たっては、区民の皆様とともに築くという姿勢を堅持しながら行うことを要望し、賛成いたします。

○小林やすお委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 大変変化の激しい時代の中で、区の職員が、二つとない、こういった自治体の状況を抱え、政治案件に振り回されながら、それでも一生懸命、区民のためにさまざまな課題を乗り越えるために仕事をしてくださっていることに対しては、いつも敬意を表しております。

しかしながらということなんですけれども、令和2年度、2020年度の予算が、区民からの信頼性、とりわけまちづくり、開発絡みのことに関して、公平性も信頼性も激しく揺らぐ中で、賛否が問われるということになっております。

今回やりとりの中で、区長の三番町マンション購入に端を発して、こうした、職員であれば処罰をされる、まちづくり担当部長など職員であれば処罰をされる行為が、区長がやるのが、それは何の問題もないという認識があからさまに語られてしまいました。この状況の中で、住民に寄り添うのか、また必死で働く職員にも寄り添うのか、あるいは事業者の優遇をしていくのか、さまざまな問題が噴き出した、歴史に残る予算委員会だったというふうに思います。

もう一点、今後のこの激しい、何ですか、景気動向の浮き沈みの中で、消費税増税、新型コロナによる不況は、区民生活をさらに大打撃を与えることは明らか。そして、税収の減少につながることも明らかです。あ、減収ですね。明らかです。その中で区民の目はさらにさらに厳しくなっていく中で、あのよう、まだ使える四番町の施設を無理やり、居住者の反対も押し切って、工事がその予定どおり進まないことも明らかでありながら、このような予算を組んでくるという、もう神経そのものが、もう麻痺をしているというふうに、私は思います。さまざまな不信に関しては、きちんと、しかるべき場で明らかにされると思いますが、現在、今、早急にやらなければならないことは、民間建物の強靱化。あるいは新型コロナのさまざまな急を要する対策。それから、いつ起きるかわからない地震、あるいは風水災害に対する対策。深刻な温暖化に対する対策。こういうものに重点シフトをし、今、意味のないものを含む、区民を幸せにしないものを含む予算については、早急に組み直しをし、対応すべきときだと考え、この一般会計予算には反対いたします。

○小林やすお委員長 はい。

次、いらっしゃる。山田委員。

○山田委員 令和2年度千代田区各会計予算の意見発表をいたします。

本区の人口は、平成37年の推定人口6万5,000人を昨年超え、増加傾向にあり、人口構成や世帯構成に応じた行政サービスの提供が求められています。一方で、人口減少社会に伴う労働人口の減少が見込まれる中、職員一人一人の効率性を上げ、安定した行政サービスを継続していくことも考えなければなりません。

このような状況を踏まえ、令和2年度予算編成に当たっては、既存事業の見直しや再構築を行い、民間開放やICT技術の活用を検討をしていく考えが示され、仕事のやり方を見直し、より効率的で効果的な行政運営を図る旨の説明がありました。

分科会や総括の中で、今後の社会経済状況を鑑み、行政が重点を置くべき仕事への特化や、働き方改革の推進に向けて、複数年にわたりRPAとAIの推進、さらにシステムのリプレースに取り組んでいくことも明らかになりました。

また、以前より指摘している意思形成過程の明確化については、庁内議論を進めているところであり、AI議事録やリプレースを進める中で、総合的に取り組んでいく旨の答弁がありました。

一方、組織運営の要である人材については、ベテラン職員が大量退職する中であっても、外部研修や職場内研修を積み重ね、対応していくことや、これまでに定年延長した事例はないこと等の説明がありました。

ちよだみらいプロジェクトには、「区民と区政との信頼関係を強固なものにするため、区政運営の公平性、公正性、透明性を確保していく必要があります」という記載があります。来年度はこのことをしっかりと胸に刻み、恣意的な人事登用を排除し、職員が生き生きと自由闊達に仕事をし、持てる力を発揮できる人材育成や組織づくりを推進することを期待し、令和2年度各会計予算に賛成いたします。

○小林やすお委員長 はい。

ほかにございますか。

岩佐委員。

○岩佐委員 令和2年度千代田区各会計予算に対し、意見発表いたします。

本予算は、フレイルやひきこもり等、さまざまに顕在化している問題の対応も視野に入れた予算となっていることは評価いたします。

緊急事態とも言える新型コロナウイルス対策への個別の予算はありませんが、刻々と変わる状況に柔軟な対応で住民の安全・安心をしっかりと守っていただくことを求め、本予算に賛成いたします。

○小林やすお委員長 はい。

長谷川委員。

○長谷川委員 2020年度各会計予算について、意見を述べさせていただきます。

現在、新型コロナウイルスにより、保健福祉部、子ども部のみならず、千代田区の事業、イベントなどの中止により、千代田区全体で対応に追われております。いつまで続くのかわからない状況ではありますが、来年度も千代田区民が安心して暮らせるよう、福祉と子どものさらなる支援と充実、災害対策をも進めることを望みます。

総括で質問しましたが、子どもの虐待、貧困、いじめを早期に発見できるよう、引き続き子どもたちの生活状況を十分に把握し、家庭環境などにより、居場所のない若者たちへの支援をどのように取り組むのか、2020年度中に考えをまとめる必要があると考えます。

また、高齢者施策では、フレイルチェック事業やフレイル予防講座など、けん高年齢を引き上げる取り組みを実施していくので、高齢者のさらなる活躍が見込まれ、評価します。さらなる活躍のため、高齢者の足となる地域福祉バス「風ぐるま」の運行見直しと、高齢者、障害者の無料パスの発行の検討を進めてほしいと思います。

2020年度予算について、賛成いたしますが、先ほど申し上げましたとおり、区長のマンション購入の報道について、区長の区民に納得できるような説明を求めまして、私の発言とさせていただきます。

○小林やすお委員長 はい。

次。岩田委員。

○岩田委員 2020年度千代田区一般会計予算について、述べさせていただきます。

予算特別委員会の中でさまざまな議論が尽くされた。総括最終日の午後、冒頭に区長から、先日NHKで放送された件に関して発言があったが、とても疑念の晴れるようなものでなかった。その件に関してはほかの場でさらに議論するが、その他の件についても多くの不審な点があり、それに対して明快になったわけではない。職員の方々のふだんのご苦労には感謝するが、このままでは区民に顔向けできない。よって、反対する。

以上です。

○小林やすお委員長 はい。

小野委員。

○小野委員 令和2年度の予算について、賛成の立場で意見をお伝えいたします。

地域文教委員会の分科会における審査で、子ども部、地域振興部の施策と予算について、各種項目を確認いたしました。先を見据えた未来の人材育成に必要な具体が高い執行率で推進されることを期待いたします。

また、今回の急な休校措置で、学習の機会などが途絶えてしまいました。ICT教育の早い実装で、万一のときも学び続けられる仕組みが一刻も早く整うことをお願いいたします。

予算については、区の努力次第の歳入と区の努力では済まない歳入がある中で、歳出の優先順位が決められたと思います。今回、コロナに関して、今後予算もさらに必要になる可能性もあります。そんな中、安定した行政サービスを実施するには、区民の信頼を得られることが最も大切だと考えています。

職員の皆様の働きやすさへの環境も同時に整えていただきながら、信頼に値するような姿勢を今後の行政の中でしっかりとお示しいただくことをお願いし、賛成といたします。

以上です。

○小林やすお委員長 はい。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林やすお委員長 はい。以上で当初予算に関する意見発表を終了します。

これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。採決は起立により行います。

最初に、議案第2号、令和2年度千代田区一般会計予算に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小林やすお委員長 岩田委員、牛尾委員、飯島委員、木村委員、小枝委員以外は賛成です。よって、本案は、賛成多数により可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第3号、令和2年度千代田区国民健康保険事業会計予算に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小林やすお委員長 賛成全員です。よって、本案は、賛成全員により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第4号、令和2年度千代田区介護保険特別会計予算に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小林やすお委員長 全員賛成です。よって、本案は、賛成全員により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第5号、令和2年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算に賛成する方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小林やすお委員長 牛尾委員、飯島委員、木村委員以外は、全員賛成です。以外は賛成です。よって、本案は、賛成多数により、可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査を全て終了いたしました。

終わりに、議長からご挨拶をお願いいたします。

○小林たかや議長 予算特別委員会の閉会に当たり、議長より一言ご挨拶申し上げます。

小林やすお委員長、はやお副委員長、永田副委員長、内田副委員長を初め委員の皆様、各分科会や2日間にわたる長時間の総括質疑で熱心に審査をしていただき、まことにありがとうございました。

また、この間、執行機関の皆様におかれましては、新型コロナウイルス対策などの対策でご苦勞のところ、予算審議にご協力を賜り、感謝を申し上げます。

さて、執行機関におかれましては、当予算特別委員会の中で行われた貴重な議論のうち、議会からさまざまな課題や問題点に対する意見など、今後、区政運営に反映させるよう努めていただき、今後も真摯に予算執行に当たっていただきたくお願い申し上げます。

また、委員長より、委員会の総括質疑の中で、区長のマンション購入に関して、説明が不十分であった点を調査するよう申し入れがありました。しっかりと議会として調査をする必要があることをつけ加えまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

○小林やすお委員長 はい。ありがとうございました。

続いて、区長からご挨拶をお願いいたします。

○石川区長 予算特別委員会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員各位におかれましては、慎重なご審議をいただき、本日は議案第2号から第5号の令和2年度千代田区各会計予算につきまして原案どおりご議決を賜り、厚く御礼を申し上げ

げます。

なお、審議の中でいただきましたご意見や、私に対する厳しいご指摘も真摯に受けとめまして、今後の行政運営を、公平、公正な執行をしてみたいと思います。

今後とも区民の目線に立った区政運営に一層努力をしてみたい所存でございます。どうかご理解、ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます。

委員長の小林やすお議員、副委員長のはやお恭一議員、永田壮一議員、内田直之議員のご尽力に感謝を申し上げますとともに、委員各位に心より御礼を申し上げます、挨拶いたします。どうもありがとうございました。

○小林やすお委員長 はい。ありがとうございました。

最後に私から皆様にご挨拶申し上げます。

本委員会におきましては、次年度予算の審査ではありますが、新型コロナウイルスの関係で、日程、そして委員会報告等が例年どおりそろわず、大変申しわけなく思っておりますが、皆様にはご理解をいただきましたこと、大変うれしく思っております。ありがたく思っております。

質問の項目につきましても、当初は四番町関係、そして新型ウイルス関係を集中的にやっていく予定ではありましたが、先週の金曜日の報道により、日程、予定が多少狂いまして、この時間になってしまったこと、大変反省をしておりますが、これにつきましても、皆様のご協力をいただきまして、つつがなく進むことができました。

結びに当たりまして、議長を初め副委員長、そして委員の皆様のご多大なるご協力に感謝を申し上げます、委員会を終了いたしたいと思っております。本日はありがとうございました。

午後7時13分閉会